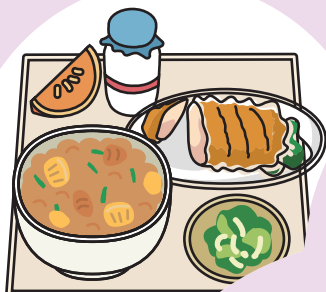


第二次

# 塩尻市教育振興 基本計画

一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育



shiojiri

令和6 (2024) 年度から令和14 (2032) 年度

塩尻市・塩尻市教育委員会



# はじめに



本市では、令和6年度から9年間の計画期間とした「第六次塩尻市総合計画」を策定し、目指す都市像を「多彩な暮らし、叶えるまち。－田園都市しおじり－」としました。この都市像の実現に向けた基本戦略の一つとして、「未来共育」を掲げております。次世代とともに学び成長し、ワクワクして暮らせるまちを目指して、教育分野における基本計画として、第二次塩尻市教育振興基本計画を塩尻市教育委員会とともに策定いたしました。

本計画は、今後9年間の塩尻市の教育の方向性を示す重要な計画であり、策定にあたっては義務教育以下のお子さんをお持ちの保護者にアンケートを行うなど、広く教育ニーズを把握するとともに、学識経験者や教育関係者、公募委員などで構成された塩尻市教育振興審議会において、熱心に御審議いただきました。アンケートにご協力くださいました保護者の皆様及び御尽力くださいました委員の皆様には、厚く御礼申し上げます。

さて、現代ではともに豊かに生きる社会を実現するために、自分らしく生きることと、多様性を受け入れ、相手を尊重する精神が求められており、教育現場においても、「自分らしく学ぶ」個別最適な学びに対するニーズが高まっております。このような社会環境の変化と、これまでの本市の取り組みを踏まえ、本計画のこれからのあるべき教育の基本理念を、「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」とし、第一次塩尻市教育振興基本計画から引き継ぐことといたしました。

また、これから社会に出ていく子どもたちには、自ら考え、課題を見つけ、解決する力が求められます。本市のすべての子どもたちが、多くの人との出会いや、充実した体験・経験を通じて、「自分らしく生きる力」を身に付けられるよう、様々な教育施策に取り組む計画としております。

本計画に基づく取り組みを着実に実現するためには、学校、家庭、地域、企業等の連携が必要不可欠です。皆様の御理解と御協力を賜り、塩尻市で育った子どもたちが、未来において自分らしく生きられるよう、益々の教育振興を推進してまいります。

令和6（2024）年3月

塩尻市長 **百瀬 敬**

# 目次

<b>第1章 計画策定について</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の期間 .....	4
4 国・長野県の教育政策の動向 .....	5
(1) 国：第4期教育振興基本計画 .....	5
(2) 学習指導要領 .....	5
(3) 長野県：第4次教育振興基本計画 .....	5
5 本市の教育政策の方向性 .....	6
<b>第2章 本市の教育を取り巻く状況</b> .....	<b>7</b>
1 持続可能な社会・地域づくりの要請 .....	8
2 精神的な豊かさの見直し .....	8
3 予測困難・先行き不透明な時代 .....	9
4 技術革新による生活の変化 .....	10
5 共生社会・社会的包摂の要請・多様性の時代 .....	11
6 人口減少・少子高齢化の進展 .....	12
7 保護者の声・ニーズ .....	13
(1) 子どもたちに身につけてほしいことや成長していく上での不安・課題 .....	13
(2) 「学校教育」「家庭」「地域」での教育の役割 .....	14
(3) 塩尻市の小中学校に望むことや、重要度が高い教育施策 .....	15
8 まとめ .....	16
<b>第3章 本市の目指す教育と方向性</b> .....	<b>17</b>
1 基本理念 .....	18
2 育てたい人間像 .....	18
(1) 「社会を生き抜く力」を備えたひと .....	18
(2) 郷土を知り、誇りと愛着をもったひと .....	18
3 ありたい姿 .....	19
4 施策体系 .....	20
5 重点取組（第六次総合計画 中期戦略に対応する取組） .....	21
2-1 “「考える」「対話する」「共感する」「触れる」「活用する」体験を通して 深い学びができる”に対応する取組 .....	21
2-2 “企業との連携による「働く」と「学び」の接続や、保護者、学校外での 連携による地域全体の協力がある”に対応する取組 .....	22

2-3	“心身の成長を支える安全安心な学校環境がある”に対応する取組	22
2-4	“学校外でも遊び、学び、生活の場などの「居場所」がある”に対応する取組	23
2-5	“きめ細やかな支援による平等な学習機会が提供される”に対応する取組	23

## 第4章 施策の展開 ..... 25

<b>基本目標1【ワクワク】</b>	<b>ワクワクする主体的な学びの実践</b>	<b>26</b>
1-1	主体的に考え、探究する学びの充実	26
1-2	学校間・学校と社会の接続の強化	27
<b>基本目標2【知】</b>	<b>確かな学力とそれを活用する知恵の育成</b>	<b>28</b>
2-1	基礎学力の定着と知識や技能を活用する知恵の育成	28
2-2	情報活用能力の育成	30
<b>基本目標3【徳】</b>	<b>周りへの共感や思いやりの心の育成</b>	<b>31</b>
3-1	一人ひとりの豊かな心の育成	31
3-2	主体的に社会の形成に参画する意識・態度の育成	33
<b>基本目標4【体】</b>	<b>健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着</b>	<b>35</b>
4-1	生活習慣や健全な食習慣の定着	35
4-2	運動に親しみ、健康な体をつくる習慣の定着	37
<b>基本目標5</b>	<b>きめ細やかな支援による教育の平等な提供</b>	<b>38</b>
5-1	支援が必要な子どもへのきめ細やかな教育・支援の充実	38
5-2	支援が必要な家庭への対応の充実	40
<b>基本目標6</b>	<b>学校と家庭、地域の連携・協働による教育体制の整備</b>	<b>41</b>
6-1	学校と家庭、地域との連携による地域の教育力の活用	41
6-2	学校外の学びの場や居場所の整備	43
<b>基本目標7</b>	<b>安心・安全な教育環境の整備</b>	<b>44</b>
7-1	学校教育施設の整備	44
7-2	交通安全・防災・減災の強化	45
7-3	時代にあった学校運営体制の整備	46

## 資料編 ..... 47

1	指標一覧	48
2	用語解説	51
3	塩尻市教育振興審議会委員名簿	53
4	教育振興基本計画策定経過	54

※用語解説を記載している単語には「\*」を付けています。



## 第1章

# 計画策定について



- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 国・長野県の教育政策の動向
- 5 本市の教育政策の方向性

# 第1章 計画策定について

## 1 計画策定の趣旨

教育基本法（第17条第2項）では、地方公共団体はその地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画を定めることを努力義務として規定しています。

本市では、平成27（2015）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする「第一次塩尻市教育振興基本計画（以降、第一次計画）」を策定し、「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」を基本理念に掲げ、育てたい人間像を「『社会を生き抜く力』を備えたひと」、「郷土を知り、誇りと愛着をもったひと」とし、実現に向け、特色ある教育による知・徳・体の向上、きめ細やかな支援による平等な学習機会の提供を軸とする教育政策を推進してきました。

第一次計画期間中にも、教育を取り巻く状況は大きく変化し続けており、教育のあり方や内容にも変化への対応が求められています。

このため、近年の社会状況の変化、国・県の動向、本市の現状と課題などを踏まえて、本市の教育が目指すべき方向性とその施策を見直し、今後の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、第二次塩尻市教育振興基本計画（以降、本計画）を策定し、指針とします。



## 本市の特色ある主な取組

### ● 学校・家庭・地域との連携 ～コミュニティ・スクール\*の推進～

- ・コミュニティ・スクール\*では、地域の方の協力を得ながら、地域の人的・物的環境を生かした教育活動を展開しています。
- ・学校と地域の連携を密にし、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら解決する力を身につけるため、「体験的な活動」や自らの生き方を考える「キャリア教育\*」を進めています。

### ● 小中連携と9年間を見通した指導内容・方法の研究

- ・楢川小中学校が義務教育学校として令和4（2022）年度から9年間の系統性を確保した教育を開始しました。
- ・英語教育では、令和4（2022）年度に小学校1年から中学校3年までを見通した「塩尻市英語教育ブランドデザイン」を策定し、進めています。他の教科指導や生徒指導においても、中学校区ごとに小中連携を図り、各校の教育目標を共有しながら、児童・生徒の理解を深め、9年間の系統的な指導内容・方法についての研究を行い、一貫性のある教育を推進しています。

### ● 自校給食・食育の推進

- ・塩尻市では、小学校8校、中学校4校、義務教育学校1校で自校給食を行っており、すべての学校に栄養士及び調理員を配置し、栄養教諭とともに地域や子どもたちの状況に適した給食を提供しています。また、地元で生産された農産物を給食の食材として積極的に取り入れています。

### ● 人的配置の強化、元気っ子応援事業\*との一体的支援による特別支援教育の推進

- ・小・中学校に特別支援講師・支援介助員を配置し、個別の支援を強化するほか、教育委員会に特別支援教育担当主事を配置し、学校への支援に取り組んでいます。また、0歳から18歳まで子どもの育ちを応援していく元気っ子応援事業\*と一体的に特別支援教育を推進しています。

### ● 生活習慣の改善 ～「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」～

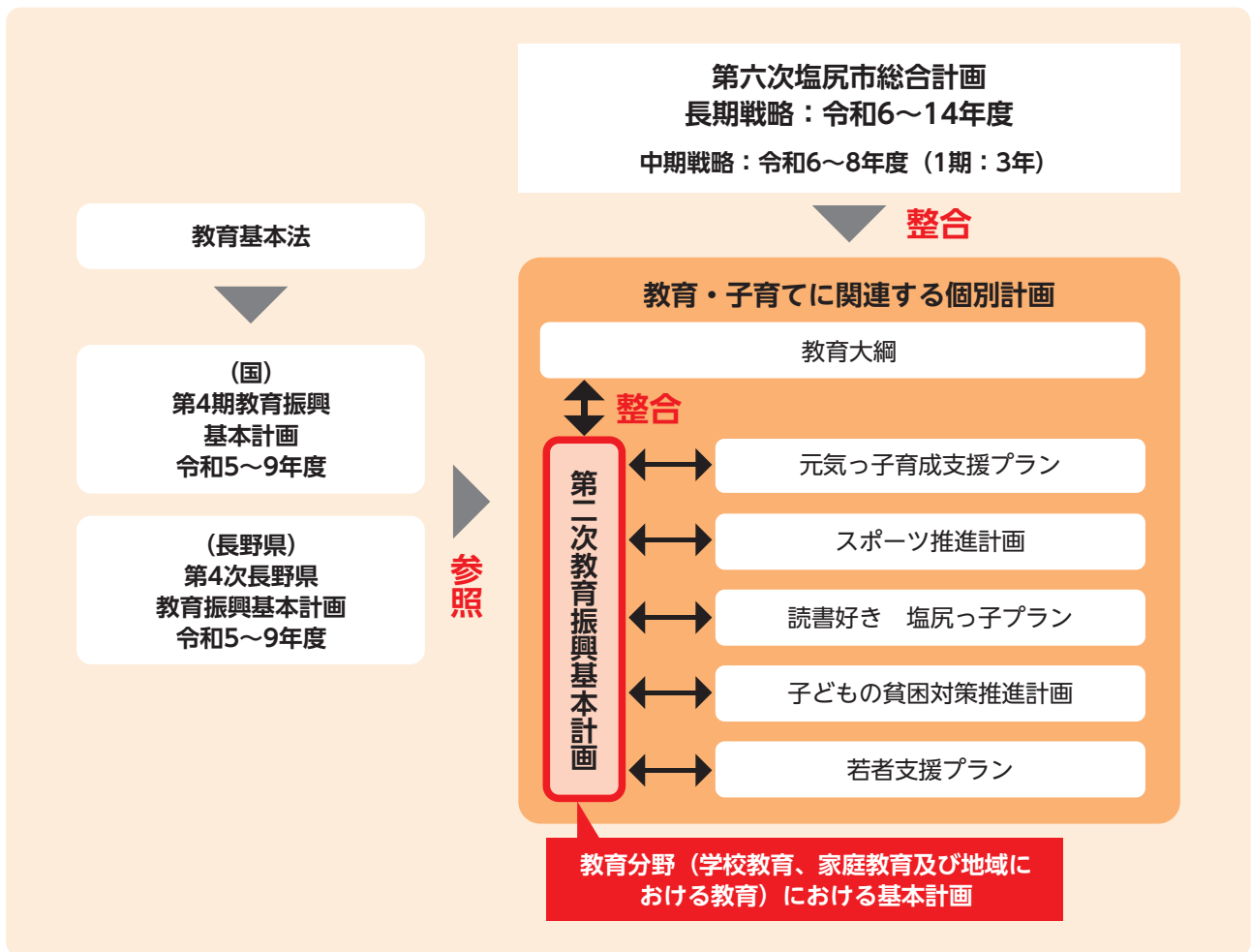
- ・本市の学校では「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」の市民運動に基づく朝の読書活動が定着したことにより、子どもたちに規則正しい生活や読書習慣が身につくよう、学力の向上につながっています。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、根拠法である教育基本法を土台として、上位計画である「(国) 第4期教育振興基本計画」及び「第4次長野県教育振興基本計画」を参照し、本市の実情に応じて、教育振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものです。

また、本市が目指す都市像や重点政策を示す「第六次塩尻市総合計画」と整合する形で策定しています。本計画は、本市が目指す都市像を実現するための教育分野（学校教育、家庭及び地域における教育）における基本計画として位置づけられます。このため、他の教育・子育てに関連する個別分野に係る本市の基本計画等とも整合を図りながら策定します。

図表 1 教育振興基本計画の位置づけ



## 3 計画の期間

計画期間は、上位計画である第六次塩尻市総合計画と整合が図れるよう、9年間（令和6（2024）～14（2032）年度）とし、国及び県の教育振興基本計画の策定にあわせて見直しを行います。

また、第六次塩尻市総合計画の中期戦略や関連する本市の個別計画の策定及び、社会情勢の変化など、必要に応じて見直します。

## 4 国・長野県の教育政策の動向

### (1) 国：第4期教育振興基本計画

国の「第4期教育振興基本計画（令和5（2023）～9（2027）年度）」のコンセプト・基本方針は次の通りとなっています。

#### ◆コンセプト

- 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- 日本社会に根差したウェルビーイング\*の向上

#### ◆基本的な方針

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX\*）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

### (2) 学習指導要領

平成29（2017）年に学習指導要領等が改訂され、幼稚園から、小学校、中学校、高等学校と順次全面実施されました。学習指導要領では、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」を理念として掲げています。これからの変化の激しい時代を生き抜くための資質・能力は「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という3つの柱で整理しています。その資質・能力を育むために、「何を学ぶのか」に加えて、「何のために学ぶのか」を共有し、「どのように学ぶのか」も重視した「主体的・対話的で深い学び（＝アクティブ・ラーニング）」や、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立が重視されています。

### (3) 長野県：第4次教育振興基本計画

長野県の「第4次教育振興基本計画（令和5（2023）～9（2027）年度）」の目指す姿と政策の柱は次の通りとなっています。

#### ◆目指す姿

##### 個人と社会のウェルビーイング\*の実現

～ 一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び ～

#### ◆政策の柱

##### 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ①一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる
- ②一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる
- ③生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる
- ④文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる

## 5 本市の教育政策の方向性

「第六次塩尻市総合計画」の目指す都市像及び「学校教育・学びの環境」分野におけるありたい姿とその実現のためのステップは次の通りとなっています。

第六次塩尻市総合計画では目標を階層化し、道筋となるステップを示しています。初期のステップで確実に成果をあげ、中期成果につなげ、最終的には長期成果の実現を目指します。

### ◆第六次塩尻市総合計画 目指す都市像

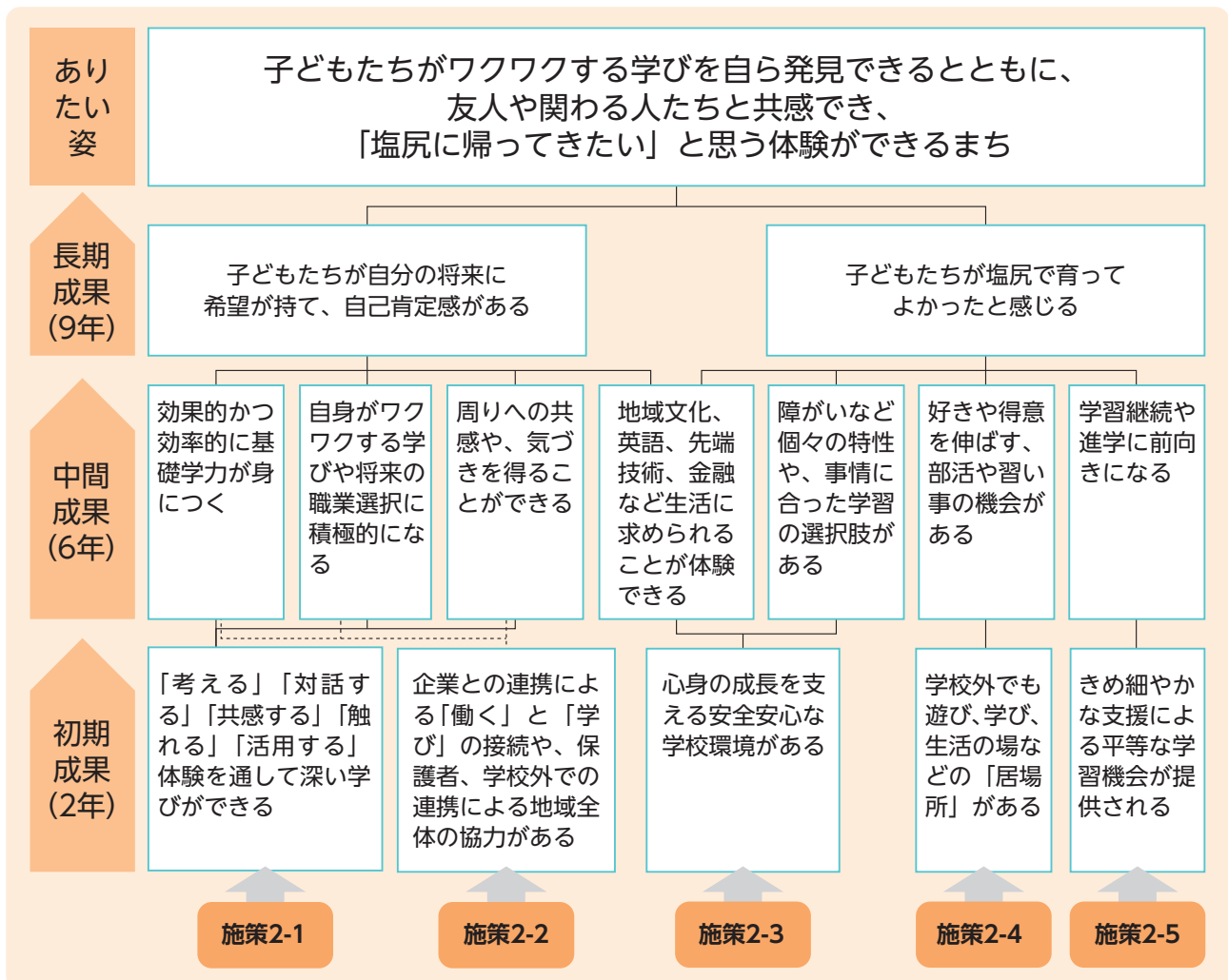
多彩な暮らし、叶えるまち。  
— 田園都市しおじり —

### ◆第六次塩尻市総合計画における「学校教育・学びの環境」のありたい姿

子どもたちがワクワクする学びを自ら発見できるとともに、友人や関わる人たちと共感でき、「塩尻に帰ってきたい」と思う体験ができるまち

ありたい姿を実現するためのステップとしては、以下の通りとなります。

図表 2 第六次塩尻市総合計画における「学校教育・学びの環境」のありたい姿を実現するためのステップ



## 第2章

# 本市の教育を取り巻く状況



- 1 持続可能な社会・地域づくりの要請
- 2 精神的な豊かさの見直し
- 3 予測困難・先行き不透明な時代
- 4 技術革新による生活の変化
- 5 共生社会・社会的包摂の要請・多様性の時代
- 6 人口減少・少子高齢化の進展
- 7 保護者の声・ニーズ
- 8 まとめ

# 第2章 本市の教育を取り巻く状況

本市の教育の取り巻く状況や現状・課題等について整理します。

## 1 持続可能な社会・地域づくりの要請

平成27（2015）年、193の国連加盟国すべてが「誰一人取り残さないーNo one will be left behind」を理念に掲げ、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs\*）のための2030アジェンダ（計画）を採択しました。本計画においても、SDGs\*の「誰も取り残さない」という理念を大切にし、実践することが求められます。



また、国の第4期教育振興基本計画のコンセプトに「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられています。

図表 3 国の第4期教育振興基本計画のコンセプト：持続可能な社会の創り手の育成

### 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・ 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・ 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・ Society5.0\*で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

## 2 精神的な豊かさの見直し

国の第4期教育振興基本計画では、コンセプトに「日本社会に根差したウェルビーイング\*の向上」が掲げられました。先進諸国において、ウェルビーイング\*が政策目標として設定される中で、日本社会に根差したウェルビーイング\*を定義しました。日本版ウェルビーイング\*には、自己肯定感や自己実現などの獲得的要素と、人とのつながりや利他性などの協調的要素の2つがあるとされています。

また、子どもたちのウェルビーイング\*を高めるためには、教師のウェルビーイング\*を確保することも求められています。

図表 4 国の第4期教育振興基本計画のコンセプト：ウェルビーイング\*（※）の向上

### 日本社会に根差したウェルビーイング\*の向上

- ・ 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
  - ・ 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
  - ・ 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイング\*を発信
- ※ウェルビーイングとは：身体的・精神的・社会的によい状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

### 3 予測困難・先行き不透明な時代

世界規模で感染症や天災、戦争・紛争の多発、金融危機やエネルギー調達のリスクが発生するなど、先行き不透明で予測が困難な時代を迎えています。先を見通すことが困難になる中で、子どもたちは将来の夢・目標を持ちづらくなっている可能性があります。

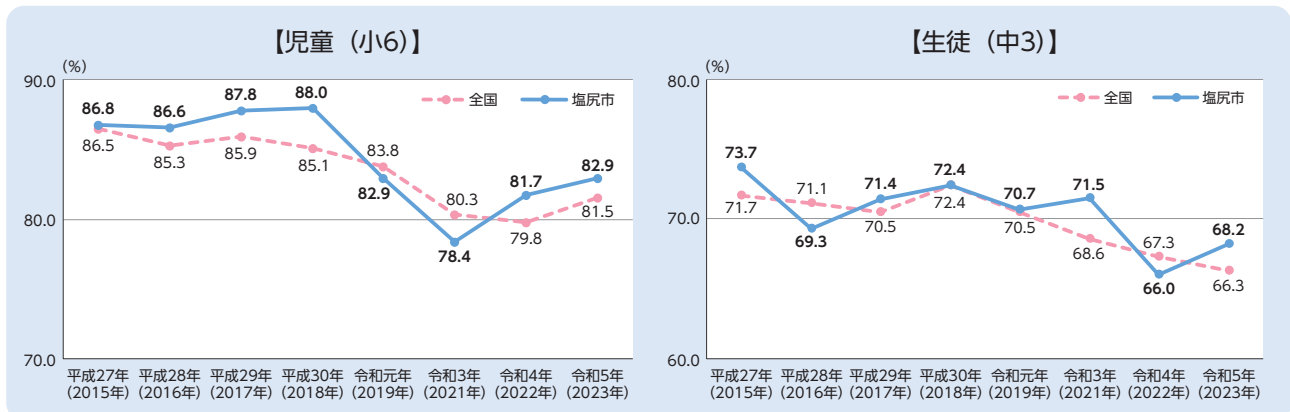


また、過去に築かれた社会の仕組みも急速に変化する時期を迎えており、これまでに比べて、身につけた知識や技能を活用する力や、主体的に学び、考え、対話する中で、課題を見つけ出しその解決を考える力がより求められる時代になっています。

#### ◆関連データ

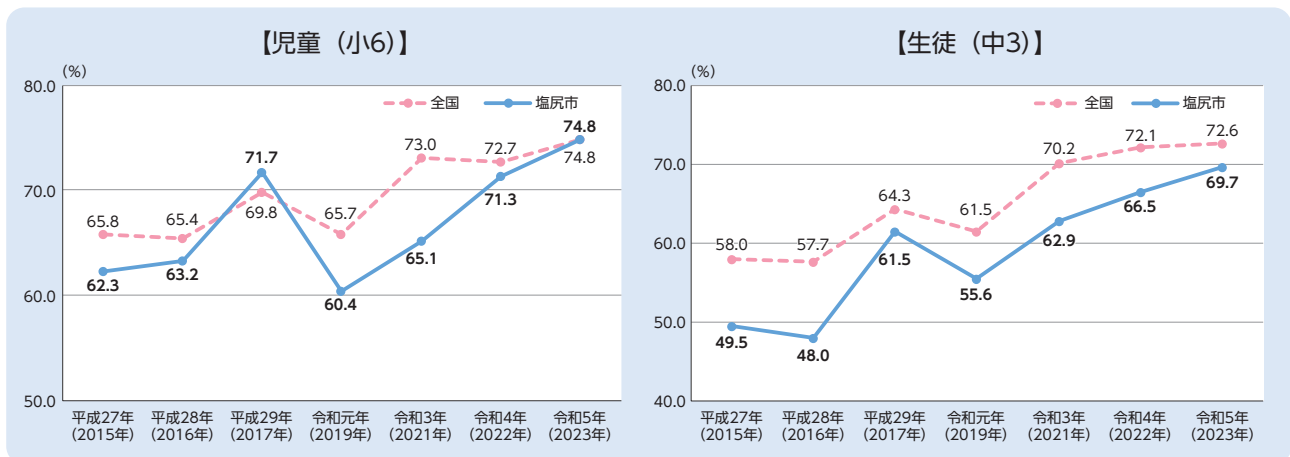
- ・将来の夢・目標を持っている割合は、長期的に見ると全国・本市ともに児童は低下傾向でしたが、令和4（2022）年からは上昇しています。生徒は、全国的には低下傾向となっていますが、本市は増減しながら横ばいで推移しています。
- ・「総合的な学習の時間」に主体的に取り組む児童・生徒の割合はともに上昇しています。全国と比較すると、児童は同水準ですが、生徒は下回っています。

図表5 将来の夢・目標を持っている児童・生徒の割合



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

図表6 「総合的な学習の時間」に主体的に取り組む児童・生徒の割合



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

## 4 技術革新による生活の変化

学校教育においても、GIGAスクール構想\*による1人1台タブレット端末やオンライン授業の導入などにより、学び方が変容しています。

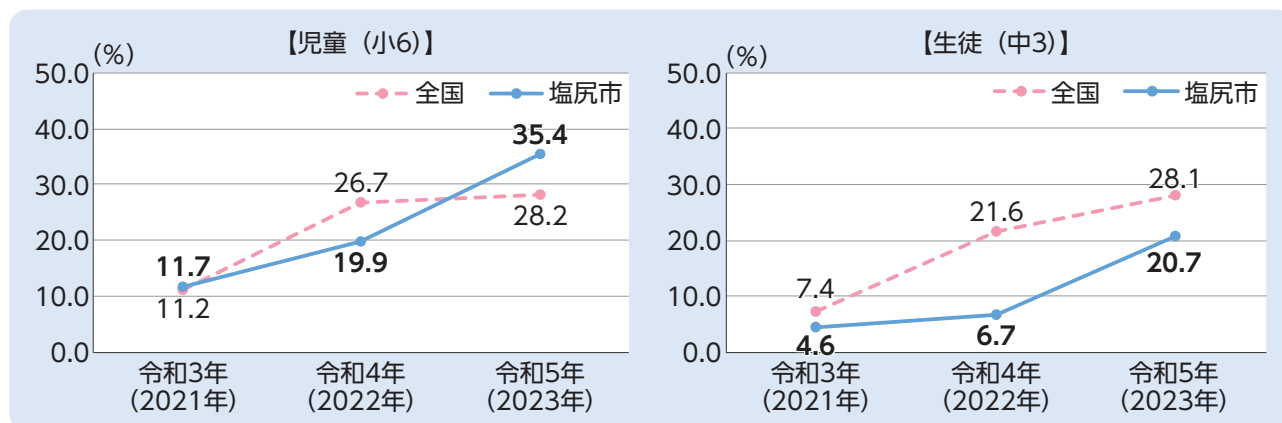
様々な情報の受発信がしやすくなり、利便性が高まる一方、トラブルに巻き込まれるリスクが増加しています。デジタル技術を効果的に活用する力やリテラシーを育むとともに、デジタル技術経由では身に着けることのできないリアルな体験や活動の機会も確保していくことが求められます。



### ◆関連データ

- ・授業でコンピュータなどのICT\*機器をほぼ毎日使用した割合は、児童・生徒ともに年々、上昇しています。
- ・最新値である令和5（2023）年を全国と比較すると、児童は上回りましたが、生徒は下回っています。

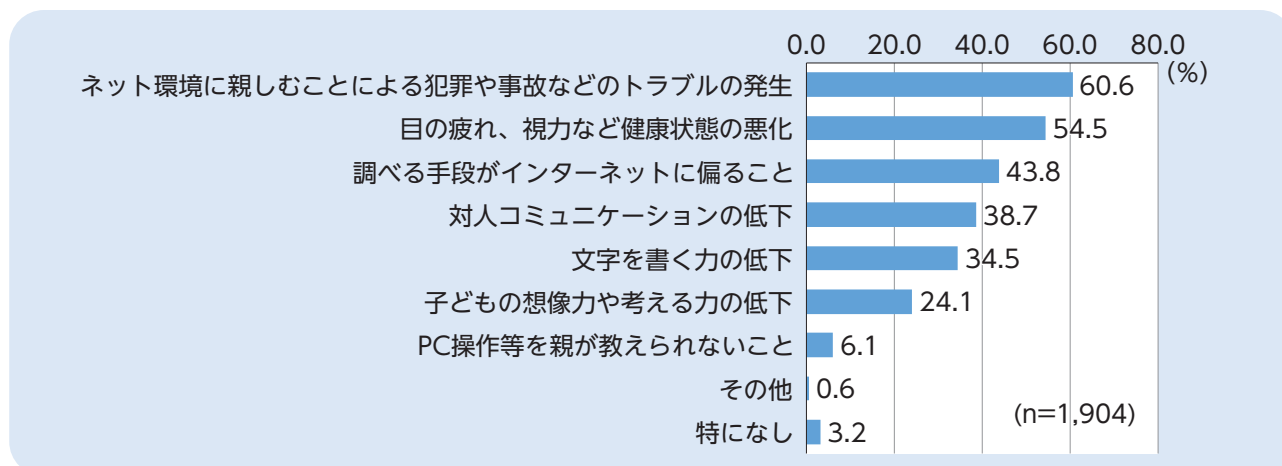
図表 7 授業でコンピュータなどのICT\*機器をほぼ毎日使用した児童・生徒の割合



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

- ・保護者アンケートにおいて、ICT\*活用教育の心配なこととしては「ネット環境に親しむことによる犯罪や事故などのトラブルの発生」「目の疲れ、視力など健康状態の悪化」の順に回答割合が高くなっています。

図表 8 保護者のICT\*活用教育において心配なこと [3つまで選択]



出典：令和4（2022）年度 保護者アンケート



## 5 共生社会・社会的包摂の要請・多様性の時代

不登校や発達障がい・発達特性など、きめ細やかな支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあります。また、いじめ、貧困の問題など、子どもの抱える困難が多様化・複雑化しています。

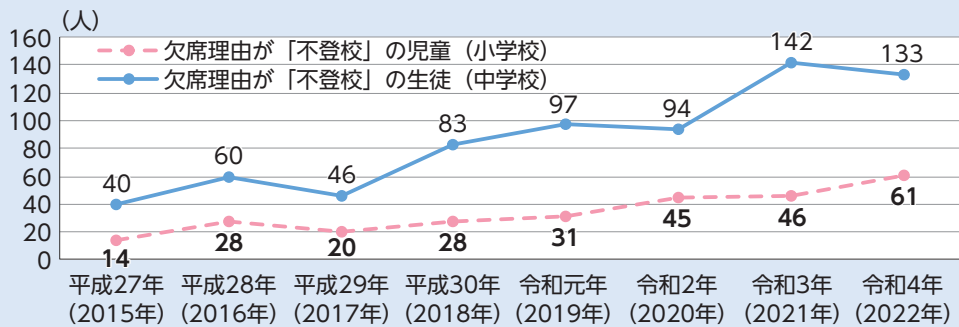
個別の指導・支援に加えて、個々に最適な学びの環境を整備することにより、多様な個性や能力を伸ばす教育が求められます。



### ◆関連データ

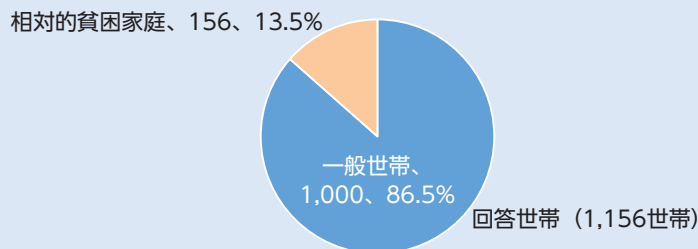
- ・本市の不登校の児童・生徒数は、長期的に見ると増加傾向です。
- ・本市の子どもの貧困率\*は、13.5%で、約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあります。経済的困窮等に起因した様々な困難を減らしていくため、適切な支援や応援を行っていくことが求められます。

図表 9 本市の不登校の児童・生徒数の推移(年間30日以上欠席した理由が「不登校」の人数)



出典：塩尻市

図表 10 本市の子どもの貧困率\*



出典：塩尻市 子どもの貧困対策推進計画に係るアンケート調査(令和3(2021)年度)

図表 11 長野県の発達障がいの診断等のある児童・生徒数、いじめ認知件数

<p>小中学校における発達障がいの診断等のある児童・生徒数【長野県】</p>	<p>・調査開始の平成15(2003)年度の836人から毎年増加しており、令和5(2023)年度は10,109人と過去最多となっています。</p>
<p>いじめ認知件数【長野県】 ※小・中・高等学校の及び特別支援学校</p>	<p>・令和2(2020)年度は新型コロナ等の影響により減少(38.9件/1,000人)しましたが、その後増加傾向にあり、令和4(2022)年度は1,000人当たりの認知件数は44.3件となっています。</p>

出典：長野県「発達障がいに関する実態調査」、長野県「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

## 6 人口減少・少子高齢化の進展

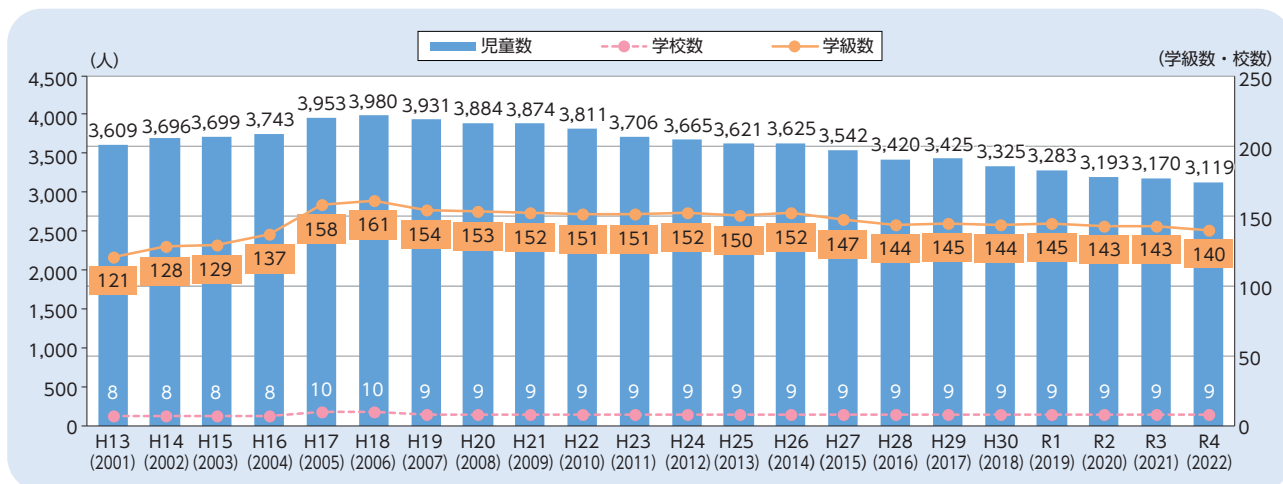
児童・生徒数の減少により学級の少人数化が進み、きめ細やかな指導が可能となる一方、人間関係の固定化による高め合う機会の減少や、集団活動の限界などの課題もあります。

児童・生徒数の減少によって不利にならない教育の整備が求められます。

### ◆関連データ

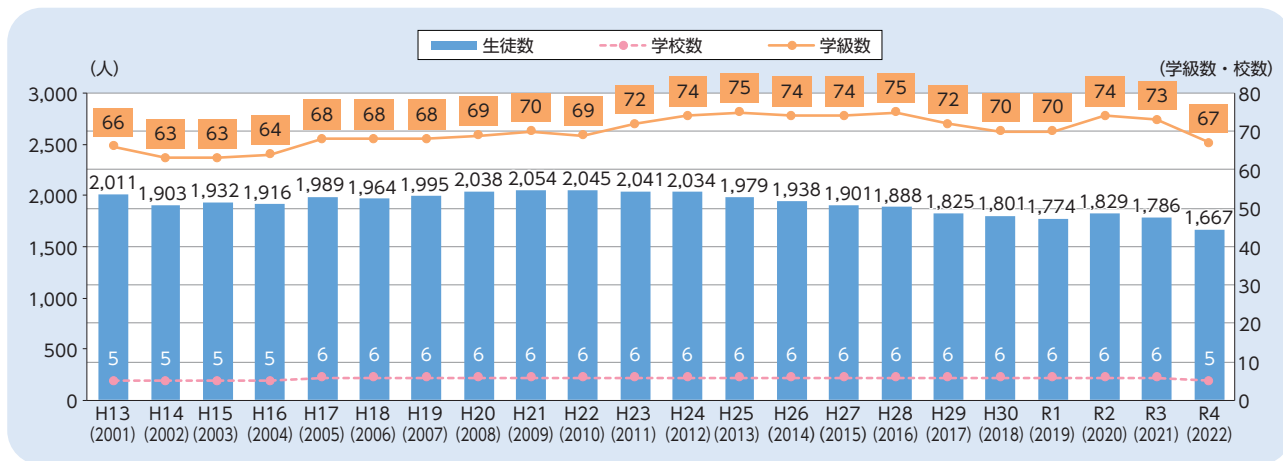
- ・本市の小学校児童数は、平成18（2006）年まで増加し続けていましたが、平成19（2007）年以降は減少に転じており、少子化が進んでいる状況にあります。
- ・中学校生徒数については、平成21（2009）年まで増加していましたが、現在は緩やかな減少局面を迎えています。
- ・市内の地域別で見ると、特に中山間地域の小中学校では児童・生徒数が減少傾向にあり、学校によっては児童・生徒数がピーク時の半数になっているところも見られます。

図表 12 小学校の校数、学級数、児童数の推移



出典：塩尻市

図表 13 中学校の校数、学級数、生徒数の推移



出典：塩尻市

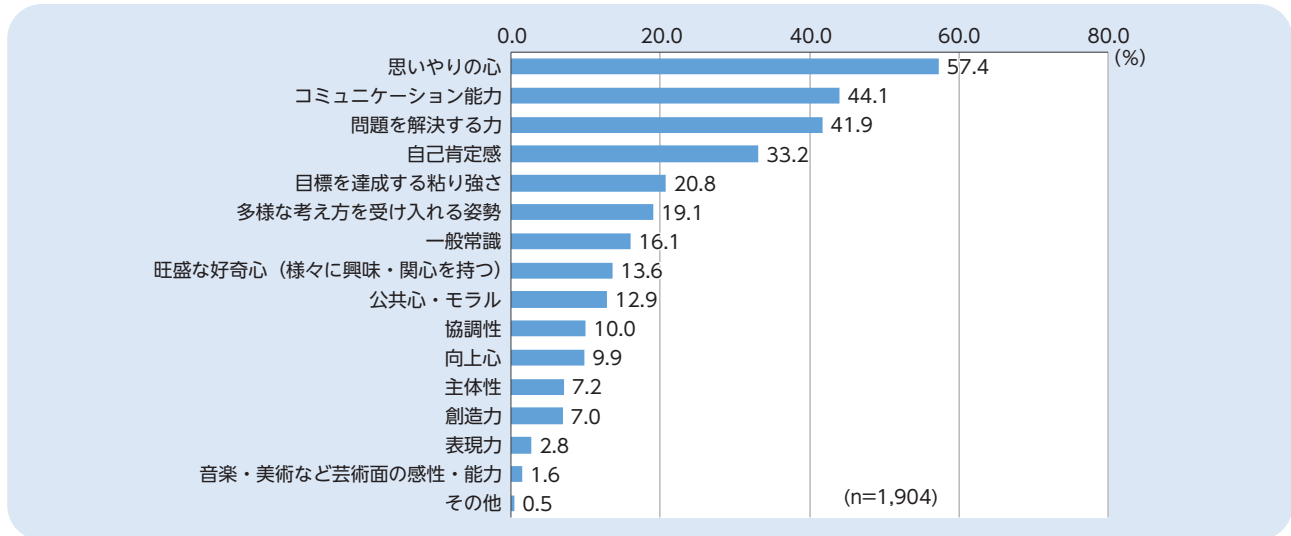
## 7 保護者の声・ニーズ

令和4（2022）年度に実施した「塩尻市教育振興基本計画策定に係る保護者アンケート」の結果を示します。

### (1) 子どもたちに身につけてほしいことや成長していく上での不安・課題

子どもたちの将来を考えたときに、特に身につけてほしいことは、「思いやりの心」「コミュニケーション能力」「問題を解決する力」の順に高くなっています。

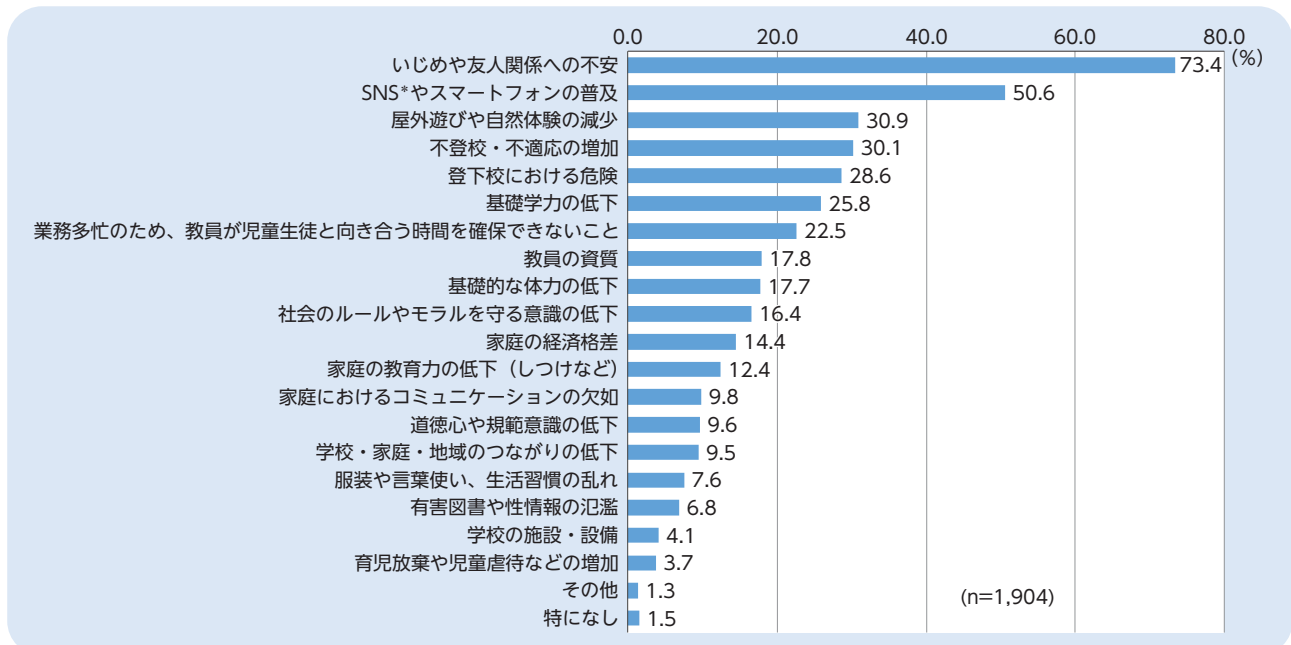
図表 14 子どもたちの将来を考えたときに、特に身につけてほしいこと [3つまで選択]



出典：令和4（2022）年度 保護者アンケート

子どもが成長していく上で、特に課題・不安を感じていることは「いじめや友人関係への不安」が最も高く、次いで「SNS\*やスマートフォンの普及」の割合が高くなっています。

図表 15 子どもが成長していく上で、特に課題・不安を感じていること [5つまで選択]

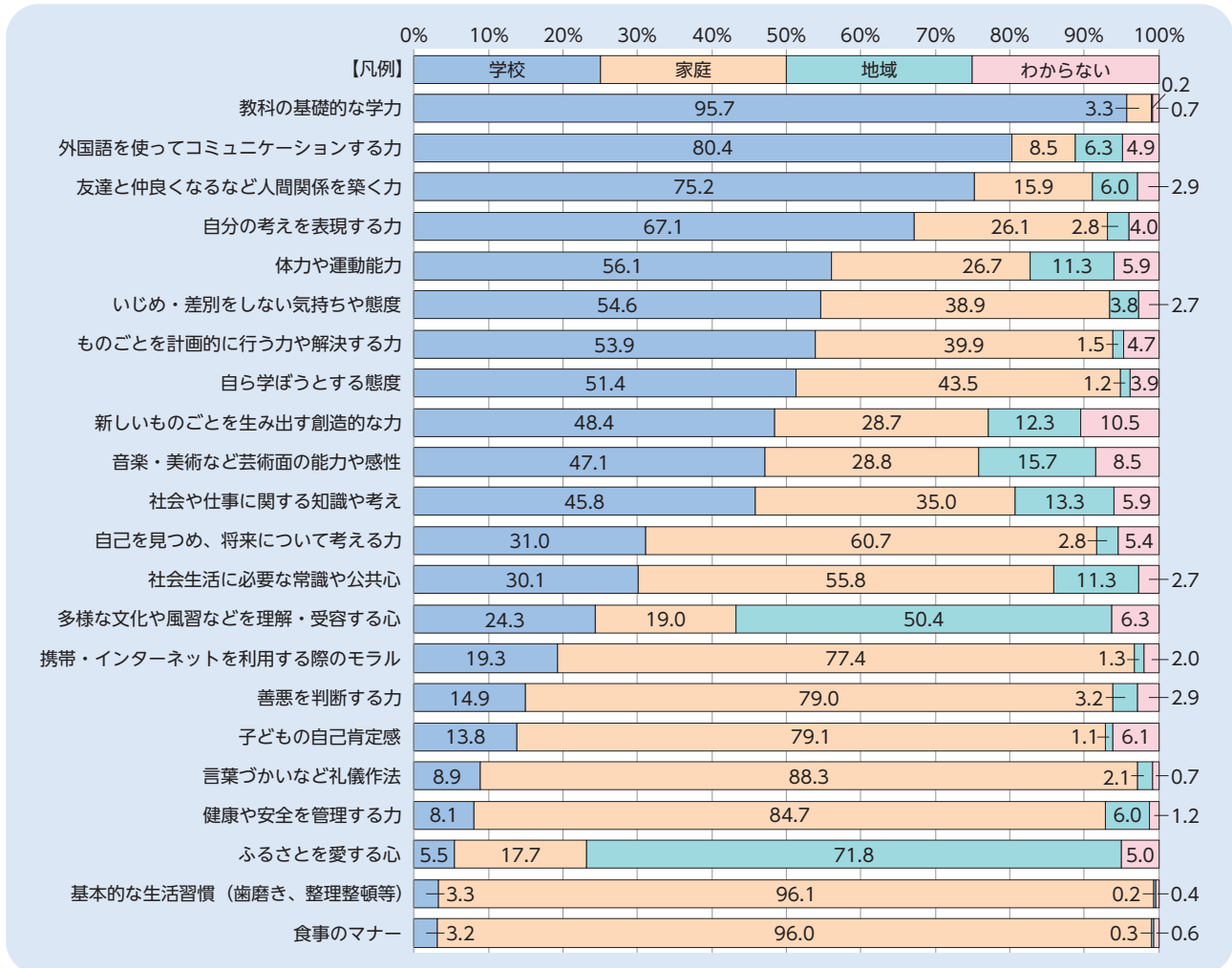


出典：令和4（2022）年度 保護者アンケート

## (2) 「学校教育」「家庭」「地域」での教育の役割

学校教育で重視されていることでは「教科の基礎的な学力」が最も高く、次いで「外国語を使ってコミュニケーションをする力」「友達と仲良くなるなど人間関係を築く力」となっています。「基本的な生活習慣」「食事マナー」は家庭で、「ふるさとを愛する心」「多様な文化や風習などを理解・受容する心」は地域で育むことを重視する回答の割合が高くなっています。

図表 16 「学校教育」「家庭」「地域」のどちらが主となり育むべきか

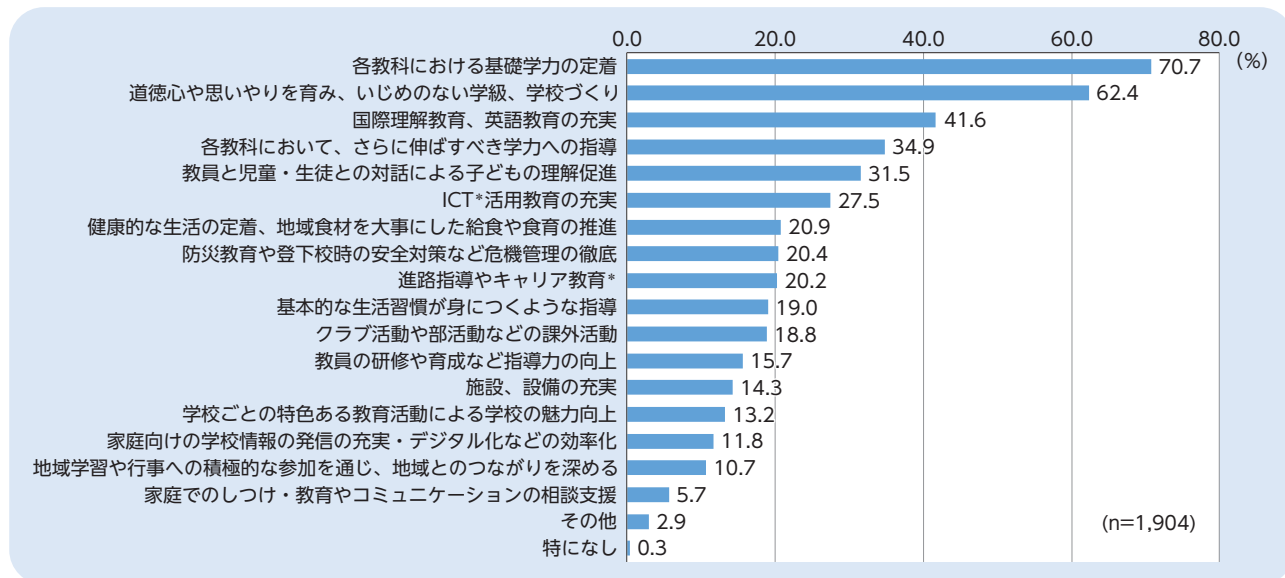


出典：令和4（2022）年度 保護者アンケート

### (3) 塩尻市の小中学校に望むことや、重要度が高い教育施策

塩尻市の小中学校に望むことでは「各教科における基礎学力の定着」が最も高く、次いで「道徳心や思いやりを育み、いじめのない学級、学校づくり」の回答割合が高くなっています。

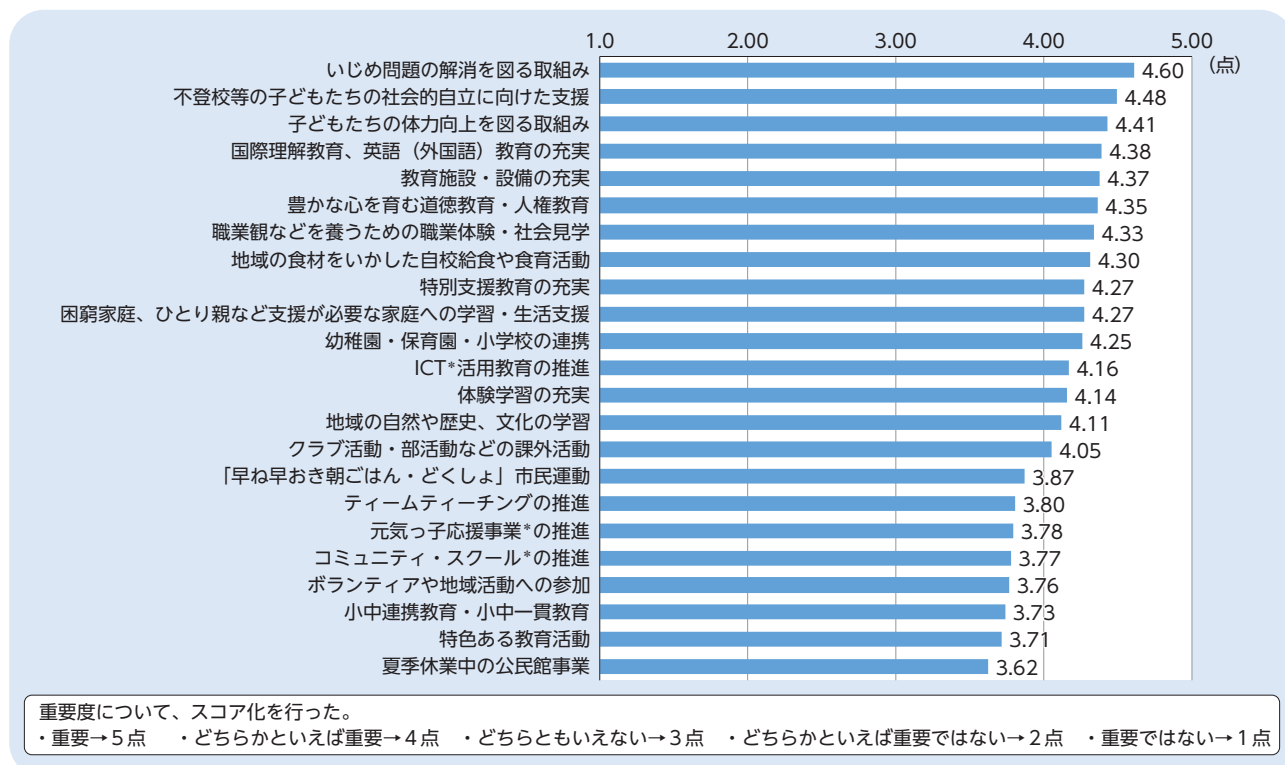
図表 17 塩尻市の小中学校に望むこと [5つまで選択]



出典：令和4（2022）年度 保護者アンケート

塩尻市の教育施策における重要度が高いのは、「いじめ問題の解消を図る取組み」「子どもたちの体力向上を図る取組み」「不登校・不適応な子どもたちの社会的自立に向けた支援」の順となっています。

図表 18 塩尻市の教育施策における重要度



出典：令和4（2022）年度 保護者アンケート

## 8 まとめ

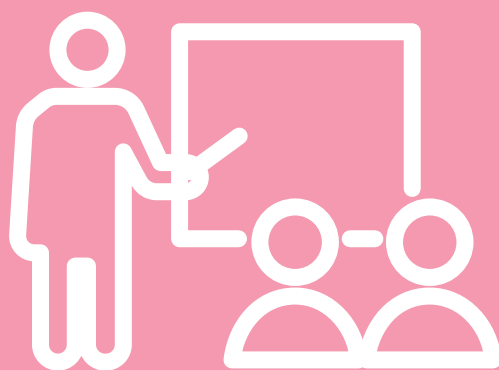
ここまで見てきた本市の教育を取り巻く状況等について、下表にまとめました。

これらの社会背景・課題・保護者の想いを踏まえて、本計画の政策・施策の方向性を立案します。

社会背景・情勢		現状と課題		保護者の想い	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能な社会・地域づくりの要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神的な豊かさの見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予測困難</li> <li>● 先行き不透明な時代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身につけた知識を活用する機会の減少</li> <li>● 将来に夢や目標を持つ子どもの減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【教職員】 負担増加・学校現場の疲弊</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術革新による生活の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デジタルなど、新しい技術を活用する力の育成・指導力への高まり</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎学力及び体力の向上</li> <li>● コミュニケーション能力、問題解決力の育成</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共生社会</li> <li>● 社会的包摂の要請</li> <li>● 多様性の時代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達障がい・発達特性や不登校などきめ細やかな支援を必要とする児童生徒の増加</li> <li>● 児童虐待、貧困の問題など、子どもの抱える困難の多様化・複雑化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● ネットトラブル等の回避</li> <li>● 視力など健康状態の悪化の抑制</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口減少・少子高齢化の進展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校が担う分野・機能の多様化、業務量の増加</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 思いやりの心</li> <li>● いじめのない学校づくり</li> <li>● 不登校等の子どもたちへの支援</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人間関係の固定化</li> <li>● 人とのつながりの希薄化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 友人等と人間関係を築く力</li> </ul>		

## 第3章

# 本市の目指す 教育と方向性



- 1 基本理念
- 2 育てたい人間像
- 3 ありたい姿
- 4 施策体系
- 5 重点取組（第六次総合計画  
中期戦略に対応する取組）

# 第3章 本市の目指す教育と方向性

## 1 基本理念

### 一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育

本市では、子どもたち一人ひとりに向き合い、個々の個性や特性に応じた確かな育ちを支援するため、「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」を基本理念として、学校・家庭・地域・行政などの主体が次世代の担い手の育成を行います。

子どもたちの育ちにていねいに向き合うことで、ふるさとを愛し、思いやりを持ち、自立した人を育てます。さらに、本市で育つ子どもが充実した体験や経験を積み重ねることで、地域・社会への貢献の心を育むとともに、社会を生き抜く力を蓄え、自ら問いを立てながら生きていく人を育みます。

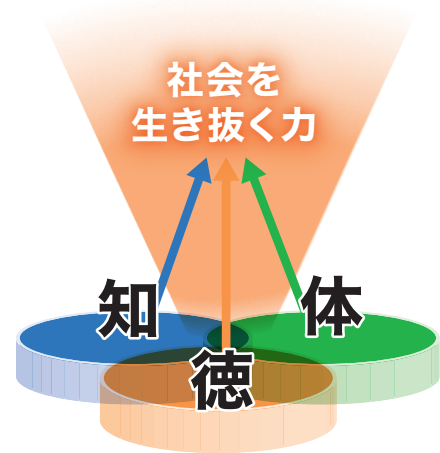
## 2 育てたい人間像

### (1) 「社会を生き抜く力」を備えたひと

少子高齢化の進展、グローバル化の進展、雇用環境の変化、地域社会や家族のあり方の変容、格差の拡大など、子どもを取り巻く社会情勢の変化は加速しています。

先を見通すことが難しい時代の中でも、子どもたちが、多様な価値観を理解し、自分の将来に夢や目標を持ち、主体的に学び・探究しながら、他者と協働して社会を生き抜く力を高めていくことが大切です。

「社会を生き抜く力」は、「知」・「徳」・「体」という3つの要素からもたらされます。この力を高めていくために、「好き」や「楽しい」という感覚を持って取り組める「ワクワク」する主体的な学びをつくることを重視します。



### (2) 郷土を知り、誇りと愛着をもったひと

本市は、豊かな自然に囲まれ、野菜・果実やワインの産地であり、世界水準の技術を持った工業や工芸も盛んなまちです。

郷土に対する誇りと愛着は、このような地域のよさを体験し、気づき、自分のものとする学びを通して、広く社会で活躍する際の自らの拠り所として、自己を支えるものとなります。

子どもたちが、大人になってからも「ここで育ってよかった」と感じられる学び・体験を大切にします。



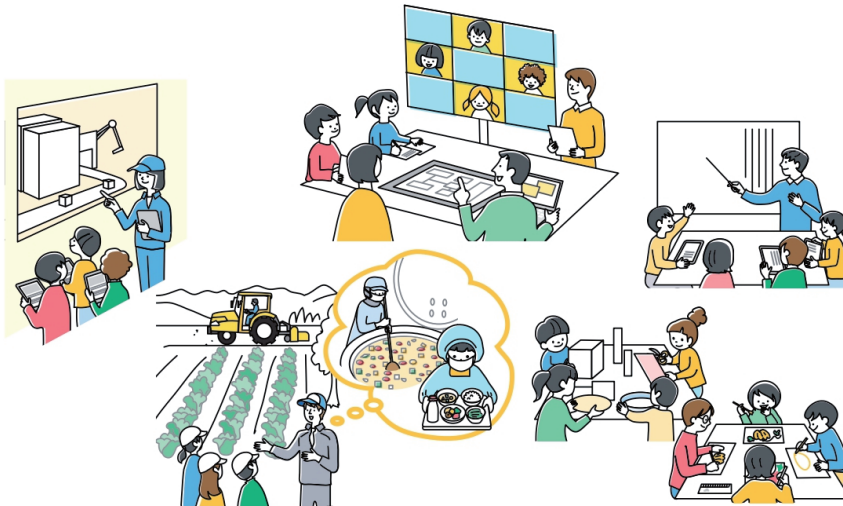


### 3 ありたい姿

本計画では、基本理念「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」のもと、9年をかけて、第六次塩尻市総合計画が示す「学校教育・学びの環境のありたい姿」の実現を目指します。

この「ありたい姿」を学校・家庭・地域・NPO等が協力して実現することで、「育てたい人間像」に示す人を本市において育成することを目指します。

#### <「学校教育・学びの環境」のありたい姿>



子どもたちがワクワクする学びを自ら発見できるとともに、友人や関わる人たちと共感でき、「塩尻に帰ってきたい」と思う体験ができるまち

ありたい姿を実現することで、子どもたちが様々な学びを通じて、

- ・「自分の将来に希望が持て、自己肯定感がある」
- ・「塩尻で育ってよかったと感じる」

に関する子どもたちの評価を上昇させることを目指します。

このように、子どもの確かな育ちの支援を行うとともに、きめ細やかで特色ある教育環境を整備していくことで、市内外の「子育て世代」や市外で暮らす「塩尻出身者」に、子育て・教育環境のよさで選ばれる地域となることを目指します。

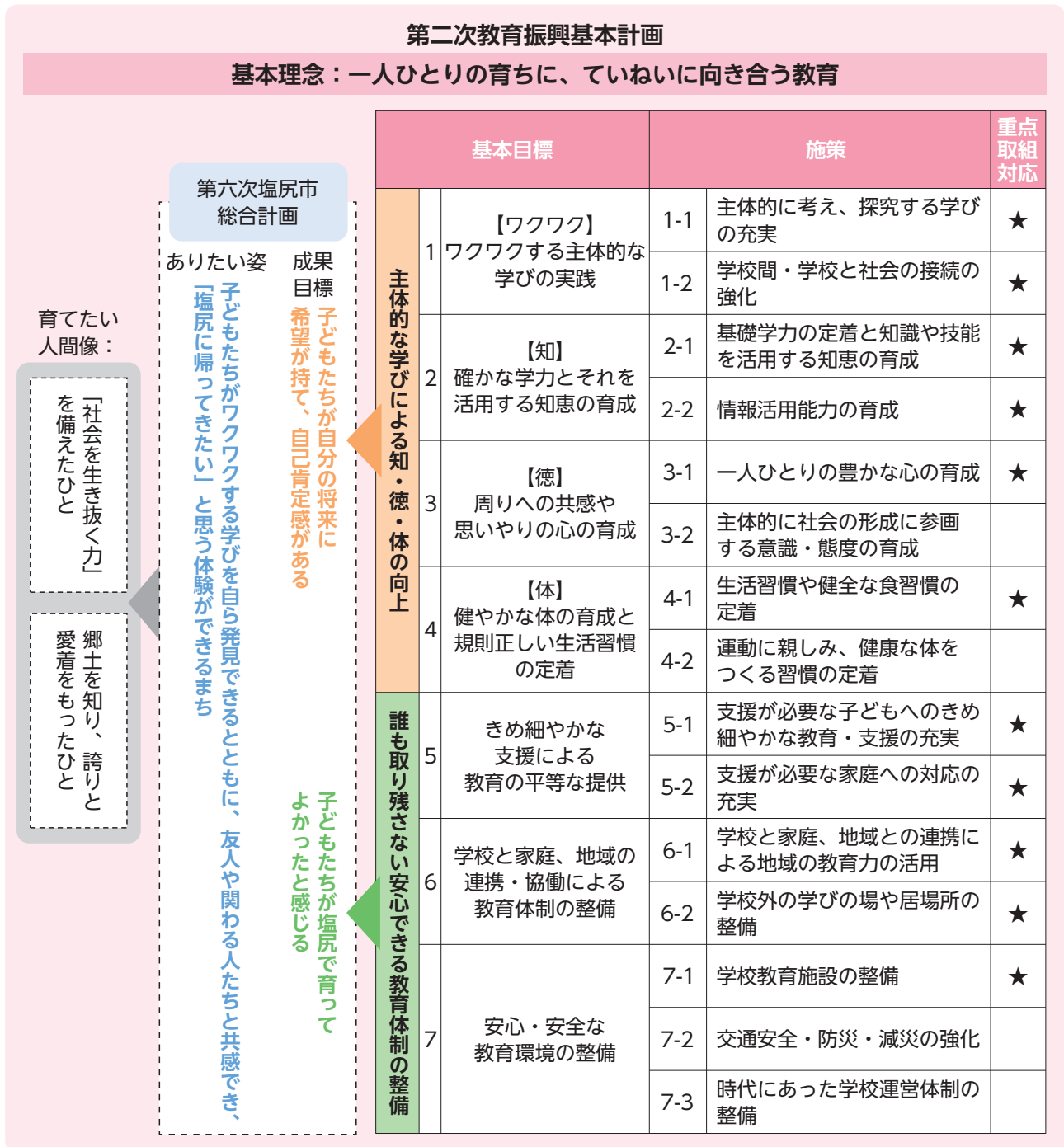
#### 【成果指標】

指標名	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和14 (2032) 年度)
自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合	小6: 88.2%	国・県よりも 高い割合を維持
	中3: 81.9%	
普段の生活の中で幸せな気持ちになると思う児童・生徒の割合	小6: 94.1%	
	中3: 89.4%	
教育環境（小中高校）が整っていると思う市民の割合	61.4%	71.4%

## 4 施策体系

本計画の体系を以下に示します。第六次総合計画で設定された「ありたい姿」の実現を目指すことで、「育てたい人間像」に示す人材を育成します。このために「主体的な学びによる知・徳・体の向上」「誰も取り残さない安心できる教育体制の整備」を基本とする7つの基本目標を設定し、15施策を推進します。

図表 19 施策体系



## 5 重点取組（第六次総合計画 中期戦略に対応する取組）

本市では、市として特に成果をあげることを目指す取組を、中期戦略に記載し、重点化を図っています。中期戦略にある施策・取組と本計画の施策との対応は、下表の通りです。

本計画においても、これらを重点取組として、特に力を入れて推進します。

図表 20 中期戦略の施策と本計画の施策との対応

中期戦略の施策（初期アウトカム）		本計画の施策との対応
2-1	「考える」「対話する」「共感する」「触れる」「活用する」体験を通して深い学びができる	1-1、2-1、2-2、3-1
2-2	企業との連携による「働く」と「学び」の接続や、保護者、学校外での連携による地域全体の協力がある	1-2、6-1
2-3	心身の成長を支える安全安心な学校環境がある	4-1、7-1
2-4	学校外でも遊び、学び、生活の場などの「居場所」がある	6-1、6-2
2-5	きめ細やかな支援による平等な学習機会が提供される	3-1、5-1、5-2

以下に、中期戦略の施策に対応する本計画の重点取組を示します。

### 2-1 “「考える」「対話する」「共感する」「触れる」「活用する」体験を通して深い学びができる”に対応する取組

未来の予測が難しく、先行きが不透明な時代の中では、重要な事柄を自ら判断できる力に加え、他者との対話を通して、自分なりの考えを確かにするなど、協調的に問題を解決していく力（社会を生き抜く力）が重要になります。

こうした判断力や対話力等は、様々な体験・経験を重ね、自分とは異なる人や文化に触れる中で、養われていくものです。

このため、学校教育では、確かな学力の定着とともに、社会を生き抜く力を育みます。また、こうした土台となる能力に加えて、情報活用能力、外国語活用能力、コミュニケーション能力など、時代の変化に対応して求められる能力の向上を図ります。また、性別、性的志向、障がいの有無などの違いを認め合い、包み込む「インクルーシブ\*」な視点を大切にします。

#### ■重点取組（例）

- ▶ 体験を発表する場の提供による振り返り学習の推進
- ▶ 体験や経験を重視した活動の支援・学習意欲の喚起
- ▶ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- ▶ ICT\*を活用した教育の推進・情報活用能力の育成
- ▶ 外国語に触れる機会の充実による外国語力の向上

## 2-2 “企業との連携による「働く」と「学び」の接続や、保護者、学校外での連携による地域全体の協力がある”に対応する取組

学校・家庭・企業・地域の人々が協力して教育に取り組むことによって、子どもは多様な知識や生き方、経験などに触れることができます。このため、学校・家庭・地域が一体となった教育体制と、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進し、地域と協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていきます。

企業や地域との連携による「キャリア教育\*」は、仕事や職場が生活空間から離れている現代の子どもを取り巻く環境下では、非常に重要な学びの機会となるため、提供基盤を強化します。

また、学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」を実現するとともに、学校を地域の核として子どもたちの教育を向上させるため、保護者や住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール\*」をさらに推進します。

### ■重点取組（例）

- 学校と地域、産業界、行政が一体となったキャリア教育\*推進体制の構築
- 塩尻市の資源や産業を生かした特色あるキャリア教育\*の強化
- コミュニティ・スクール\*活動の充実

## 2-3 “心身の成長を支える安全安心な学校環境がある”に対応する取組

本市では、小学校8校、中学校4校、義務教育学校1校で自校給食を行っており、すべての学校に栄養士及び調理員を配置し、栄養教諭とともに地域や子どもたちの状況に適した給食を提供しています。

今後も自校給食による安全安心でおいしい給食の提供に努め、食を通じた子どもたちの身体の発育と、食育を通じた心の成長や良好な生活習慣の定着を図ります。給食には、地元食材を積極的に取り入れ、食の安全の確保と地域とのつながりを強めることで郷土愛の熟成を図ります。

また、学校は学びの場であるとともに、いざという時は防災拠点になります。計画的に施設の老朽化対策、修繕を行い、長寿命化を推進します。

### ■重点取組（例）

- 自校給食による安全安心でおいしい給食の提供
- 学校給食への地元産の食材の積極的な使用
- 規則正しい生活習慣・健全な食習慣、食育の推進
- 学校施設の老朽化対策、修繕及び環境改善

## 2-4 “学校外でも遊び、学び、生活の場などの「居場所」がある”に対応する取組

共働き世帯の増加を背景に、放課後等の子どもの居場所に対する保護者のニーズは高まっています。また、文化芸術・スポーツ活動によって心身を鍛えるとともに、感性を高めることも求められています。

このため、子どもたちの放課後の居場所を確保するとともに、放課後などの課外活動における心身の健やかな育成を支援します。また、児童館・放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ・放課後児童教室の充実を図ります。

部活動については、現在、そのあり方が大きく転換する時期を迎えています。学校と地域との連携・協働による豊かな文化芸術・スポーツ活動の実現に向け、部活動の地域連携及び地域移行等の調査・研究、実証事業、協議を行い、部活動の新たなスタイルを推進します。

### ■重点取組（例）

- 部活動の地域連携・地域移行の推進
- 放課後等の児童・生徒の居場所づくりの推進
- 児童館の老朽化対策、修繕及び環境整備

## 2-5 “きめ細やかな支援による平等な学習機会が提供される”に対応する取組

すべての子どもたちは、等しく教育を受ける権利を有しています。

このため、本市では、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、すべての子どもたちへの平等な教育機会の提供に努めます。

特別な支援を必要とする子どもが、適切な教育や支援を受けられる環境を確保し、教職員研修を通して、支援が必要な子どもに対する理解を広めます。

また、いじめに関しては、「人として絶対に許されないこと」として伝え、未然防止を図るとともに、子ども、家庭の支援による早期解決に取り組めます。

不登校に関しては、心や体調の変化の早期発見、相談先の周知に努めるとともに、教育支援センター\*（中間教室\*）の機能強化などにより、きめ細やかな対応・支援の充実を図ります。

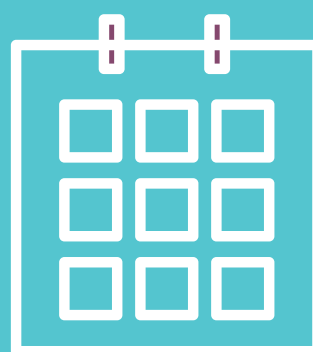
### ■重点取組（例）

- 特別支援教育の推進
- 特別支援講師・支援介助員の配置
- いじめの未然防止・早期発見対応
- 不登校児童・生徒に対するきめ細やかな支援の充実
- 相談支援体制の強化
- 支援が必要な家庭に対する就学援助の充実及び学習・生活支援の実施
- 高等学校・大学等へ進学する時の奨学資金貸与の実施



## 第4章

# 施策の展開



### 基本目標 1

【ワクワク】 ワクワクする主体的な学びの実践

### 基本目標 2

【知】 確かな学力とそれを活用する知恵の育成

### 基本目標 3

【徳】 周りへの共感や思いやりの心の育成

### 基本目標 4

【体】 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着

### 基本目標 5

きめ細やかな支援による教育の平等な提供

### 基本目標 6

学校と家庭、地域の連携・協働による教育体制の整備

### 基本目標 7

安心・安全な教育環境の整備

# 第4章 施策の展開

主体的な学びによる知・徳・体の向上

## 基本目標1【ワクワク】ワクワクする主体的な学びの実践

主体的に学習に向かう力は、すべての学びの原動力となります。

子どもたちの視点に立ち、子どもたちの知的好奇心や興味・関心を喚起させる「ワクワク」するような学習機会を確保し、自己の主体性を軸にした学びに向かう一人ひとりの能力や態度を育みます。

### 1-1 主体的に考え、探究する学びの充実

思考力・判断力・表現力等は、主体的・協働的な問題発見・解決の場面を経験することによって磨かれていくとされています。

これらは、座学だけでなく、学校・家庭・地域等での様々な体験・経験を通して身につくものです。学校内外での体験・経験の機会を増加させ、主体的に考え、探究する学びができる教育体制を整備します。

#### 施策の方向性

##### a. 体験・交流等を通じた学ぶ意欲の醸成【拡充】

各学校での特色ある教育活動を支援し、様々な体験・経験の機会をつくります。加えて、体験・経験したことを発表する場を設け、子どもたちが見通しを立て、振り返りを行うことで成長が実感できる学習を推進します。

体験・交流を通して、子どもたちの知的好奇心を刺激し、学ぶ意欲を醸成します。

##### b. 小集団による子ども同士の学び合いの推進

小集団学習を推進し、学習の中で意見交換や資料作成を行う機会を増やします。これにより、子ども同士の学び合いを促進し、学習への積極的な参加を促します。

#### 主な取組

- ・体験や経験を重視した活動への支援
- ・体験を発表する場の提供による振り返り学習の推進
- ・各校の事例共有・指導力の向上
- ・小集団のメリットを活かした活動の推進

#### 指標

指標名	現状値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和14(2032)年度)
総合的な学習の時間で、自分で課題を立てて調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる児童・生徒の割合	小6:74.8%	国・県よりも高い割合を維持
	中3:69.7%	
課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合	小6:82.5%	90.0%以上
	中3:82.1%	90.0%以上



## 1-2 学校間・学校と社会の接続の強化

学校・地域・企業等との連携をさらに進め、学校間や学校と社会の接続を強化し、目標や職業観を醸成し、将来、社会の中で自分の役割を見つけ、自分らしい生き方が実現できるように支援をします。

### 施策の方向性

#### a. キャリア教育\*・企業等との連携・地域の産業に触れる機会の創出【拡充】

子どもたちの夢や勤労観・職業観を醸成し、目標を持って自分らしい生き方が実現できるように支援します。これまでのキャリア教育\*は、主に各学校が独自に実施してきましたが、全市的な体系化を進め、学校・地域・企業・NPO・行政等が一体となって推進していきます。

特に、地域・企業・NPO等との連携を強化し、すでに取り組んでいる事業を充実・発展させる等、働く大人の想いに触れる機会や、アントレプレナーシップ教育（起業家教育）等に取り組むことで、進路選択や夢・目標の実現のための意欲の喚起を図ります。その中で、地元の産業や働く人を知り、理解を深めることも狙いとします。

#### b. 幼児教育と学校教育の連携の強化

幼児教育と学校教育の連携を強化するため、相互に望ましい連携の方策を研究し、実践します。また、入学による環境の変化に子どもたちが対応できるよう、幼児教育から小学校への円滑な接続について研究し、幼保・小の交流を推進します。

### 主な取組

- ・学校と地域、産業界、行政が一体となったキャリア教育\*推進体制の構築
- ・塩尻市の資源や産業を生かした特色あるキャリア教育\*の強化
- ・キャリアパスポート\*活用の推進
- ・幼保・小の交流活動の推進

### 指標

指標名	現状値	目標値
	(令和5 (2023) 年度)	(令和14 (2032) 年度)
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	小6：82.9%	90.0%以上
	中3：68.2%	75.0%以上
幼保小連携の交流回数	幼保小：39回 (R4)	100回
	教職員：39回 (R4)	50回

## 基本目標2【知】 確かな学力とそれを活用する知恵の育成

確かな学力とは、基礎的・基本的な「知識・技能」に加え、「思考力・判断力・表現力」や「学びに向かう力」を含めた幅広い学力です。

子どもたち一人ひとりに応じて指導するなど「わかる授業」を行い、「確かな学力」を育むことができるように努めます。

### 2-1 基礎学力の定着と知識や技能を活用する知恵の育成

教科の学習については、子どもたちの学ぶ意欲を醸成しながら、学習指導要領に定められた基礎的な学力の定着を図ります。

加えて、個々の興味・関心や特性に応じた学習や主体的・対話的で深い学びを重視した授業により、学力の向上を支援します。

#### 施策の方向性

#### a. 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

授業等を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育みます。発展的な学習を望む子どもや、じっくり学習することが必要な子どもに対して、興味・関心や特性に応じて指導を行い、積極的に学習する機会をつくります。

探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士、あるいは地域の多様な他者と協働しながら、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力の育成を一体的に行います。

#### b. 外国語教育の充実【拡充】

外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、小学1年生から外国語指導助手が授業をサポートし、発達段階に応じた活動を積み重ねます。加えて、小学5・6年生の英語教育は専門性の高い教科担任が実施するなどにより、中学校英語への円滑な接続を図ります。

また、授業以外の英語活動を推進します。

#### c. 読書活動の推進

読書活動は、読解力や創造力、思考力、表現力等を養い、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。本市は読書活動の推進により、児童・生徒の読書時間は国・県より長い傾向にあります（全国学力・学習調査）。引き続き、読書習慣の定着を図るとともに、探究的な学習活動での図書館等の利活用促進など、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組を推進します。

## d. 塩尻市教育センター\*における支援

塩尻市教育センター\*の学校教育指導員、指導主事が連携し、確かな学力の定着などに向けた調査・研究・指導・助言を行います。

教育・学習におけるICT\*活用を進める中でデータを蓄積し、データ分析に基づく個別最適な教育・学習支援やEBPM\*（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング／証拠に基づく政策立案）を中心となって進めます。

また各種研修の実施により、教職員の指導力と使命感の向上を図り、課題解決や実践に対する教職員の資質の向上を目指します。

## 主な取組

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- ・子どもたちの放課後学習の機会の創出
- ・外国語に触れる機会の充実による外国語力の向上
- ・教職員の指導力の向上に向けた支援
- ・教育データの収集・分析・評価等の実施
- ・図書館を活用した学習の推進

## 指標

指標名	現状値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和14(2032)年度)
学力調査における各教科の平均正答率（児童・生徒）	小6国語、算数： 国・県より高い	国・県よりも 高い割合を維持
	中3国語、算数： 国・県より高い	
授業以外（月～金）の1日当たりの学習時間が小学生1時間以上、 中学生2時間以上の児童・生徒の割合	小6：62.1%	
	中3：27.0%	
国語の授業の内容が分かる児童・生徒の割合	小6：89.8%	
	中3：82.0%	
算数・数学の授業の内容が分かる児童・生徒の割合	小6：88.6%	
	中3：78.6%	
英語の授業以外にも児童・生徒が英語に触れる機会を週に1回 以上設けている学校の割合	小学校：11.1%	100%
	中学校：0.0%	100%

## 2-2 情報活用能力の育成

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。

「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、児童・生徒の発達の段階を考慮するとともに、教科横断的な視点から系統的・体系的なカリキュラムを編成し、育成します。

### 施策の方向性

#### a. ICT\*活用教育の推進【拡充】

指導主事によるICT\*を活用した授業改善指導、プログラミング教育や情報モラル教育の研修などにより、教師のICT\*活用能力の向上を図ります。

また、ICT\*支援員やGIGAスクール運営支援センターによる支援のほか、ICT\*活用事例の共有、情報教育推進委員会による活用方法の研究、学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実などにより、GIGAスクール構想\*によって整備した端末の利活用を日常化し、ICT\*活用教育を推進します。

#### b. 児童・生徒の情報活用能力の育成【拡充】

情報技術を活用した問題の発見・解決の方法を習得するとともに、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報セキュリティの知識やマナー、モラル等を学び、責任を持って適切に情報を扱う意識を高めます。また、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする姿勢等を育成します。

### 主な取組

- ・ICT\*を活用した情報活用能力の育成
- ・インターネット等の適切な使い方に関する教育の推進
- ・情報を理解し活用する力の育成

### 指標

指標名	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和14 (2032) 年度)
授業でICT*機器をほぼ毎日使用した児童・生徒の割合	小6 : 35.4%	90.0%以上
	中3 : 20.7%	90.0%以上
ICT*機器活用に関して、十分に必要なサポートが受けられている学校の割合	小学校 : 88.9%	100%
	中学校 : 60.0%	100%
スマホ等を使って困った（心配な）事がない生徒の割合	中 : 58.0%	70.0%以上

## 主体的な学びによる知・徳・体の向上

## 基本目標3【徳】 周りへの共感や思いやりの心の育成

他者の立場を尊重しながら、親切にしたり、いたわり、励ます「思いやりの心」の育成は重要な教育課題です。保護者に対して実施したアンケートにおいても、本市で育つ子どもたちに身につけてほしいこととしては「思いやりの心」が最も高くなっています。

性別、性的志向、障がいの有無などの違いを認め合い、包み込む「インクルーシブ\*」な視点を大切に、自己を認め、他者を理解して尊重する心を育成します。

## 3-1 一人ひとりの豊かな心の育成

近年、注目を集める「自己肯定感」は、新しいことや困難に見えることにも失敗を恐れず挑戦する力になるとともに、自分や周りを尊重し、よりよい関係を築く力にもなるとされており、高めていくことが重要です。

また、少子化やひとり遊びの増加など、生活様式の変化により、他者とコミュニケーションをとる機会が減少しています。子どもたち一人ひとりの豊かな心の成長、思いやりの心の醸成を市民が一体となって支援します。

## 施策の方向性

## a. 自己肯定感の向上

子どもたちが前向きに人生を歩めるように、自己肯定感を高めることが必要です。自己肯定感は、家族や友だち、教師等との関係性の中で、育まれることから家庭や学校、地域全体で取り組みます。

## b. 他者を思いやる心・差別やいじめに関する正しい理解の育成

友だちや大人といった他者との関わりが、思いやりを育てます。家族、学校の友だちのほかに地域の大人、異なる文化を持った人々など様々な他者と関わることで、他者を尊重し相手を思いやる心を育てます。

また、学校における人権教育や道徳教育を推進します。差別やいじめに関する正しい理解を醸成します。家庭に対しても、子どもの健やかな成長を支援するため、子どもたちの人権を守る研修、啓発を行います。

## c. 自他の生命や健康、人格を尊重する態度の育成

子どもたちの発達段階にあわせた性に関する教育を実施します。心や身体の成長や性感染症など科学的な知識と、性に関する倫理的な面や豊かな人間関係の重要性といった総合的な認識の上で、関係する教科における教育の中で充実させていきます。

#### d. 自然や文化芸術などに触れる機会の創出

自然や美しいものに感動する心を育むため、里山や文化施設などでの体験・経験の機会をつくります。  
また、小中学校の授業や行事、クラブ活動や部活動の充実を図り、学校生活において子どもたちが文化芸術活動に親しめるよう、各学校の環境や特性にあわせて支援を行います。

#### e. 地域の文化・伝統に親しむ機会の創出

学校内外で、地域の祭典、催しへの参加を促進します。また、短歌等文化活動を実施し、地域学習を推進します。地域の文化・伝統を伝承することで、地域への誇りと愛着を育成します。

##### 主な取組

- ・自己理解や振り返りの機会の創出
- ・人権教育の推進
- ・発達段階にあわせた性に関する教育の実施
- ・自然や芸術に感動する機会の創出
- ・学校での文化芸術活動の推進及び支援
- ・地域の行事、文化・伝統に親しむ機会への参加促進

##### 指標

指標名	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和14 (2032) 年度)
自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童・生徒の割合	小6: 84.8%	国・県よりも 高い割合を維持
	中3: 80.1%	
人が困っているときは進んで助けている児童・生徒の割合	小6: 95.1%	
	中3: 91.3%	
先生が自分のよい点を認めてくれていると思う児童・生徒の割合	小6: 96.0%	
	中3: 88.3%	

## 3-2 主体的に社会の形成に参画する意識・態度の育成

持続的な地域・社会の発展に貢献する人材を養成するためには、子どもたちが、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みをつくるなど、よりよくできる存在であるという認識を持つことが重要です。

主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、規範意識、自然環境の保全に寄与する態度などを養います。

### 施策の方向性

#### a. あいさつする運動・青少年健全育成の推進

社会に対する規範の基本は、あいさつです。家庭や地域でお互いにあいさつをする習慣の定着を図り、コミュニケーションを活性化することで豊かな人間関係と住みよい生活環境づくりにつながります。

また地域とのつながりをつくる中で、一人ひとりの個性と発達段階に応じた健やかな成長を支援します。

#### b. 子どもの意見表明【新規】

子どもたちに関わるルール等の制定や見直しの過程に子ども自身が関与することは、身近な課題を自分たちで解決する経験になるなど、教育的な意義があります。子どもの参画の機会をつくり、子どもの主体性を育みます。

#### c. 主権者教育の推進【新規】

平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身につけていくことが重要です。地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、学習指導要領に基づき指導の充実を図ります。

#### d. 持続可能な開発・環境教育の推進【新規】

持続可能な社会の実現に向け、地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身につけるための教育を推進します。特に、温暖化、生物多様性や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化している環境教育については、環境問題を学習し、保全活動を促進します。

#### e. ジェンダー平等の推進【新規】

男女の平等や相互の理解、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性についての指導を推進し、子どもたちの最も身近な存在である教職員が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス\*）を払拭し、男女共同参画を推進する意識を醸成します。

## f. 消費者教育の推進【新規】

自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるようになるために、学校教育段階において学習指導要領に基づき消費者教育を推進します。

### 主な取組

- ・信州あいさつ運動の推進
- ・青少年健全育成事業の推進
- ・教職員研修
- ・ジェンダー平等の周知・啓発
- ・外部人材による授業支援

### 指標

指標名	現状値	目標値
	(令和5 (2023) 年度)	(令和14 (2032) 年度)
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合	小6: 83.2%	85.0%
	中3: 70.0%	75.0%
学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童・生徒の割合	小6: 78.9%	国・県よりも高い割合を維持
	中3: 76.1%	



## 主体的な学びによる知・徳・体の向上

## 基本目標4【体】 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着

自立した社会人として生きていくには、規則正しい生活習慣を身につけることが大切です。さらに、食えることや運動の喜びと大切さを知り、大人になってからも健康的な生活を維持していくための基礎をつくることが求められます。

生活習慣・食習慣の定着は家庭での教育が基本となり、学校・地域・行政は、それを支援していきます。また、運動・スポーツ等を通じて、子どもたちの健康づくり・運動習慣の定着を図ります。

## 4-1 生活習慣や健全な食習慣の定着

規則正しい生活習慣の目安として、十分な睡眠（早寝・早起き）と朝食を摂ることがあげられます。本市では、さらに読書活動の推進を加えて「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動を展開しています。引き続き、市民運動を推進し、規則正しい生活習慣の定着を図ります。

また、食は人間の最も基本的な営みのひとつであり、健全な体を保つために欠かせないものです。同時に、人間の最も基本的な楽しみであり、家族や友だちとの絆を深める場でもあります。健全な体をもたらすと同時に人生を豊かにします。健全な食習慣の定着は、家庭での教育も重要ですが、学校においても「給食」を通じた食育の充実が求められています。本市では、家庭と学校とが連携し、健全な食習慣の定着を推進します。

## 施策の方向性

## a. 「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動の推進

「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動を推進し、規則正しい生活習慣の定着を促進します。特に、本市では学校図書館、えんぱーく及び図書館分館を活用した読書習慣の定着を独自の取組として推進します。

## b. 家庭での生活習慣の定着支援

規則正しい生活習慣の定着は、家庭の役割が大切です。学校・地域・行政においては、家庭での規則正しい生活習慣の定着を支援します。

## c. 健全な食習慣の定着支援

健全な食習慣の定着は、家庭の役割が大切です。朝食欠食やこ食\*など食習慣の乱れについては実態を調査し、家庭において望ましい食習慣が定着するよう必要な支援を行います。

#### d. 自校給食を基軸とした食育の推進

本市では、児童・生徒の見える場所で調理をし、地産地消を進めつつ、温かいものを温かいうちに出すという方針のもと、すべての小中学校で自校給食を実施しています。学校では、児童・生徒と、栄養士や調理員とのコミュニケーションの向上など自校給食を基軸とした食育を推進します。

#### e. 地域の食を知り、誇れるひとの育成

本市で生産されるおいしい農産物は、地域の重要な資源であり、誇りであるといえます。地域でとれる新鮮でおいしい農産物を知り、味わうことで地域のよさを誇れるひとを育てます。

##### 主な取組

- ・家庭と連携した規則正しい生活習慣、健全な食習慣の定着支援
- ・食育の推進
- ・「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動の推進
- ・自校給食の継続と学校における食育の推進
- ・給食公会計制度の運営
- ・学校給食への地元産の食材の積極的な使用
- ・レシピ等学校給食に関する情報の発信

##### 指標

指標名	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和14 (2032) 年度)
朝食を食べる児童・生徒の割合	小6：96.4%	国・県よりも 高い割合を維持
	中3：94.2%	
学校給食レストランの開催回数	12回	16回
「こんこんフッキング」動画の平均再生回数	2,374回	2,500回
新規掲載レシピ数	26件 (R4)	現状の数を維持
規則正しい生活状況（同じ時刻に起きる児童・生徒の割合）	小6：92.4%	国・県よりも 高い割合を維持
	中3：94.6%	
授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりの読書時間が30分以上の児童・生徒の割合	小6：42.4%	国・県よりも 高い割合を維持
	中3：35.2%	

## 4-2 運動に親しみ、健康な体をつくる習慣の定着

運動は、健全な身体を培うと同時に、豊かな人間性を育みます。運動に関する趣向や能力には個人差がありますが、生涯にわたって個人にあった適度な運動を継続するために、運動の習慣の定着を目指します。

### 施策の方向性

#### a. 子どもの体力・運動能力の向上

運動に親しめるよう、幼少期からの「運動遊び」等の取組や、スポーツイベント・教室等の開催、子どもたちがスポーツに親しむ機会・環境の充実を図ることで、体力・運動能力の向上を支援します。

#### b. 学校における体力増進の支援

学校での保健・体育活動の充実を図り、学校生活において、子どもたちが運動に親しめるよう、機会を捉えた様々な運動への取組を支援します。

#### c. 学校外での体育活動の推進

子どもたちの学校外での多様な課外活動や、スポーツの実施を支援する環境や体制を確保します。地域、市スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ\*等の各種団体と連携を図り、様々なレベルで気軽に体を動かせる場の設置を推進します。

また、子どもたちの目標となるトップアスリートやプロスポーツ団体等との交流を推進し、夢を持ってスポーツに取り組める環境づくりに努めます。

### 主な取組

- ・子どもが参加しやすいスポーツ環境の整備とイベント等の開催
- ・学校体育の授業の改善
- ・トップアスリートやプロスポーツ団体等との交流機会の創出

### 指標

指標名	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和14 (2032) 年度)
体力の合計点 (握力、反復横跳び、50m走、ボール投げ等による結果を点数化して合算したもの)	小5男：52.3点 小5女：56.1点 (R4)	国・県よりも 高い割合を維持
	中2男：41.7点 中2女：47.2点 (R4)	
運動が好きと思っている児童・生徒の割合	小5男：73.2% 小5女：56.9% (R4)	
	中2男：62.3% 中2女：46.0% (R4)	

## 基本目標5 きめ細やかな支援による教育の平等な提供

本市では、子どもたちの個性や特性に応じたきめ細やかな教育を実施し、すべての子どもたちに等しく教育を受ける機会を提供します。

### 5-1 支援が必要な子どもへのきめ細やかな教育・支援の充実

不登校、いじめ、障がいなど、子どもの抱える困難が多様化・複雑化しており、きめ細やかな支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあります。また、児童・生徒の自殺者数は全国的に増加傾向にあり、対策が喫緊の課題となっています。

未然防止、異変等の早期発見に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。また学校・家庭・支援団体等と連携し、必要な支援につなげていきます。

#### 施策の方向性

#### a. いじめの未然防止と早期解決

いじめに関して、未然防止と早期解決を図っていくことが大切です。学校における人権教育を推進すると同時に、定期的な調査による実態把握を行い、児童・生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう安定した学級運営に努めます。さらに、いじめは起こり得るという認識のもと、いち早い発見と解決に努めます。

#### b. 不登校支援の充実【拡充】

幼・保・小・中が連携して、心や体調の変化の早期発見・早期支援に努めます。

不登校児童・生徒に対しては、中間教室\*の機能を強化した「市教育支援センター\*」による支援を開始するとともに、各校で「校内教育支援センター\*（スペシャルサポートルーム）」の設置を促進します。また、ICT\*等を活用した学習支援を推進します。さらに、不登校児童・生徒一人ひとりの社会的自立に向けて、学校・家庭・市教育センター\*・市教育支援センター\*（中間教室\*）・NPO・民間の支援団体等が連携し、多様な学びの場や機会の確保に努めます。

1人1台のタブレット端末等を活用して、児童・生徒からの小さなSOSに早期に気づくことができるようにするとともに、一人で悩みを抱えこまないよう、「保護者の会」の開催などにより不登校の児童・生徒の保護者を支援します。

#### c. 児童・生徒の自殺対策の推進

我が国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にありますが、児童・生徒の自殺者数は増えており、令和4（2022）年の自殺者数は514名と過去最多と憂慮すべき状況となっています。長野県においては、20歳未満の自殺者の割合が全国的に見て高い状況が続いていることから、「子どもの自殺ゼロ」に向けた取組や自殺未遂者への支援・相談など自殺予防に向けた施策を推進しています。本市においても「SOSの出し方に関する教育\*」など自殺予防教育を推進するとともに、1人1台のタブレット端末等

を活用し、自殺リスクの早期把握や適切な支援につなげるなど自殺予防に向けた取組を推進します。

#### d. 相談支援体制の強化

相談員による児童・生徒や家庭への相談支援体制を強化します。子育てや家庭教育などに関する様々な不安や課題を抱える保護者などに、子と親の心の支援員などが相談に応じ、その家庭に寄り添って、不安や課題の解消を図ります。

支援が必要な家庭を早期に把握し、相談支援につなげていくため、幼児期からの関わりを持った保健師との連携、情報共有のあり方を検討します。また、これらの相談体制を必要とする家庭に相談先を確実に知ってもらえるよう、積極的な広報活動を行います。

#### e. 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒にきめ細やかな支援ができるよう、研修等により特別支援教育への理解を深めるとともに、校内体制の充実を図ります。また、特別支援講師や支援介助員等を配置し、個に応じた支援体制の充実を図ります。

#### f. 元気っ子応援事業\*の推進

子どもたちの個性や特性を大切にしながら健やかな成長を支援する元気っ子応援事業\*を平成18(2006)年度から継続して実施しています。

子どもたちが持っている力を十分に発揮できるよう、幼・保・小・中・高、家庭、行政、医療機関、NPO等が連携を図り、「元気っ子応援チーム」として、一人ひとりの育ちを18歳まで支援します。

#### 主な取組

- ・Q-Uアンケート\*の活用など、安定した学級運営の推進
- ・学校、教育支援センター\*、民間の支援団体等が連携した不登校児童・生徒への支援
- ・相談支援アプリによる支援体制の強化
- ・特別支援コーディネーターと連携した校内体制の充実
- ・教職員への研修の実施
- ・特別支援講師、支援介助員による学習及び生活の支援
- ・副学籍による交流等の推進
- ・日本語の指導が必要な子どもに対する支援
- ・元気っ子応援事業\*による継続した支援

#### 指標

指標名	現状値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和14(2032)年度)
校内教育支援センター*の設置校数	0校	13校
特別支援教育に関する研修実施回数	9回(R4)	現状の研修実施回数を維持
困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童・生徒の割合	小6:73.5%	80.0%
	中3:66.1%	75.0%

## 5-2 支援が必要な家庭への対応の充実

経済格差の拡大や経済状況の低迷から、経済的に就学が困難な家庭が存在します。このような児童・生徒に対しても就学、学習の機会は平等に与えられるべきです。経済的な事情により教育を受ける機会に格差が生じないように必要な支援を行います。

### 施策の方向性

#### a. 義務教育期間における経済的負担の軽減

経済的に支援が必要な家庭に対して、義務教育期間における経済的負担の軽減を行います。

#### b. 高等学校等への進学に必要な経済的支援

高等学校・大学等へ進学するにあたり、経済的に困難な生徒に奨学資金を貸与します。また、私立高等学校に通う家庭の負担が少しでも軽減できるよう、学校に対し、助成を行います。

#### c. 子どもの貧困対策【新規】

すべての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、等しく教育を受けられるよう、教育費負担の軽減を図ります。また、児童・生徒の家庭環境を踏まえた学校体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー\*、子と親の心の支援員等との連携により、家庭が福祉等の必要な支援につながる連携体制を構築します。

#### d. 家庭の養育への支援

ヤングケアラー\*をはじめ、家庭の養育が困難な状況を早期に発見し、子と親の心の支援員、スクールソーシャルワーカー\*、家庭児童相談員と連携して、適切な支援につなげます。

### 主な取組

- ・支援が必要な家庭に対する就学援助の充実及び学習・生活支援の実施
- ・高等学校・大学等へ進学時の奨学資金貸与の実施
- ・私立高等学校に対する助成
- ・教育と福祉の連携体制の構築
- ・ヤングケアラー\*の早期発見・支援

### 指標

指標名	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和14 (2032) 年度)
すべての児童・生徒が十分に学べる支援が提供されていると感じる市民の割合	45.6%	前年度よりも高い割合を維持

## 誰も取り残さない安心できる教育体制の整備

## 基本目標6 学校と家庭、地域の連携・協働による教育体制の整備

学校教育に対する市民のニーズが多様化・高度化していますが、知・徳・体いずれにおいても家庭や地域での教育も欠かせません。学校の組織力の向上を図ると同時に、学校・家庭・地域が連携し、一体となって子どもたちを育てていく教育体制を整備していきます。

学校外においても、子どもたちが十分な体験・経験を積めるような環境を整備します。

## 6-1 学校と家庭、地域との連携による地域の教育力の活用

学校では、子どもたちの成長のために様々な取組が実施されています。学校の取組について、保護者をはじめ、地域に積極的に広報し学校と地域の連携を密にします。その上で、地域の教育力を生かした教育体制の構築を推進します。

## 施策の方向性

## a. 学校と家庭、地域による協働の学校運営の充実

本市においては、平成28（2016）年度から市内全小中学校でコミュニティ・スクール\*がスタートし、地域の協力を得ながら、地域の人的・物的環境を生かした教育活動を展開しています。

引き続き、学校と地域の連携を密にし、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら解決する力を身につけるため、体験的な活動を進め、地域とともにある学校づくりを推進します。

## b. 地域の様々な人と関わる機会の創出・諸活動への参画の支援

児童・生徒の地域行事への参加や地域貢献活動、公民館活動等を推奨し、大人たちとの交流の機会を設けることにより、コミュニケーション能力等を育みます。地域との交流を通じて、大人たちや地域への憧れや信頼を養い、社会や郷土を愛する心を育てます。

さらに、地域での活動が子どもたちの体験・経験の機会として活かされるよう、見通しや振り返りに対しても地域や保護者に協力を依頼し、活動の充実を図ります。

また、地域において登下校時の見守りや声かけなど、見守り活動が継続されるよう支援します。宿題の添削や課外学習の講師、放課後学習など様々な教育活動における地域人材の活用を促進します。

## c. 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行【新規】

文化芸術・スポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校の部活動の地域連携や地域移行を推進することにより、持続可能で多様な環境の一体的な整備を進めます。

#### d. 学校と家庭、地域における情報交換の促進

行事や授業研究など学校の多様な取組を家庭や地域に発信し、学校・家庭・地域間の相互理解を促進します。

##### 主な取組

- ・学校と家庭、地域による協働の学校運営の充実
- ・アクションプランの作成等による関係者間の目的意識共有の促進
- ・児童・生徒の地域行事、地域貢献活動、公民館活動等への参加支援
- ・登下校時の声かけ・見守り活動の継続
- ・放課後学習など、教育活動における地域人材の活用の推進
- ・部活動の地域移行・地域連携の推進
- ・学校ホームページ等の活用による情報発信

##### 指標

指標名	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和14 (2032) 年度)
コミュニティ・スクール*事業項目数	426件 (R4)	430件
部活動指導員及び外部指導者の人数	38人	58人以上 (市内全校の全部活動に1名以上)
休日部活動の地域移行数	58部中0部	58部中58部 (市内全校の全部活動)
地域行事の参加割合	小6: 85.1%	国・県よりも 高い割合を維持
	中3: 57.0%	
日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思う児童・生徒の割合	小6: 82.7%	
	中3: 67.6%	



## 6-2 学校外の学びの場や居場所の整備

就労形態が変化し、共働き世帯が増える中、小学校児童の放課後の居場所に対するニーズが高まっています。

学校外においても子どもたちが安心して過ごせる場所や、様々な学習や体験・経験ができる環境を整備する必要があります。

本市で育つ子どもたちが、地域の多様な刺激を受けて成長できることを目指します。

### 施策の方向性

#### a. 児童館・放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ・放課後児童教室の充実

児童館では、子どもに健全な遊びを提供し、情操豊かな心身の健康増進を目指します。また、放課後児童クラブ・放課後児童教室では、就労等により家庭に保護者がいない小学生に対し、放課後キッズクラブでは、昼間家庭に保護者がいる小学生に対し、遊びや安全・安心な居場所を提供し、集団生活を通じた児童の健全育成を図ります。

#### b. 生涯学習施設等の充実

生涯学習施設や体育施設は、子どもたちの課外活動施設、居場所としても重要な役割を果たしています。えんぱーく、えんてらす、博物館や公民館等、生涯学習施設や体育施設を充実させ、児童・生徒が安心して過ごせる場所として、様々な学習や体験・経験ができる環境を整備します。

#### c. 地域における多様な学習機会の創出支援

コミュニティ・スクール\*の活用や公民館、児童館などの連携により、地域での学習の場をつくります。

### 主な取組

- ・児童館の老朽化対策、修繕及び環境整備
- ・えんぱーく、えんてらす、公民館等の居場所の充実
- ・地域における学習支援の促進

### 指標

指標名	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和14 (2032) 年度)
放課後児童クラブ等の申込みに対する充足率	100%	100%
公民館事業の子どもの参加者数	2,926人 (R4) (117講座)	現状の参加人数 を維持
こども用Wi-Fiを設置した児童館数	1館	9館

## 基本目標7 安心・安全な教育環境の整備

本市において充実した教育が受けられるよう、学校施設の整備を推進します。

安全に関しては、学校施設の老朽化への対応が必要です。また、犯罪や事故から子どもたちを守る体制を構築すると同時に、安全に対する教育を実施します。

### 7-1 学校教育施設の整備

学校施設の安全性や快適性の確保に必要な改修を行い、多様な学習に対応できる教育環境を整備、改善します。

#### 施策の方向性

#### a. 学校施設の改修と改善の実施

経年による損耗、機能低下に対する復旧・予防的措置を行い、長寿命化を図るとともに、子どもたちが快適に過ごせるように教育環境の改善を図ります。

#### b. 充実した教育に必要な設備、備品の整備

読書活動の推進を図るために学校図書館管理システムを有効活用し、市立図書館と連携します。古くなった図書については入れ替えを推進します。

#### c. ICT\*環境の充実

ICT\*の利活用を日常化させるとともに、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、環境整備を進めます。

#### 主な取組

- ・長寿命化計画等による学校施設の老朽化対策、修繕及び環境改善
- ・効率的、効果的な学校施設の管理
- ・市立図書館と連携した学校図書館の管理運営
- ・学校図書館の蔵書数確保及び図書の入れ替えの推進
- ・学校等におけるICT\*環境の充実

#### 指標

指標名	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和14 (2032) 年度)
長寿命化改良工事の実施校数	0校	2校
体育館照明設備のLED化の実施棟数	8棟	13棟

## 7-2 交通安全・防災・減災の強化

毎日の通学は、交通事故や事件の危険をはらんでいます。子どもたちが安全・安心して通学できる環境を確保します。また、子どもたちの交通安全や防犯の意識を高めます。

災害や感染症等、緊急時に速やかに対応できるよう事前準備・マニュアル作成等を行います。

### 施策の方向性

#### a. 通学及び通学路の安全確保の推進

学校・家庭・地域が連携し、学校や通学路の安全を確保する取組を推進します。通学路は安全点検を行い改善を図るとともに、大雪や暴風雨など自然災害時においても通学の安全確保に努めます。

また、学校支援ボランティア等による登下校の見守り活動やPTAによる防犯活動等をこれまで同様、連携して行います。

#### b. 安全・防災教育の推進

子どもたちの安全を脅かす災害・事件、事故に対して、命を守り危険を予測して的確な判断のもと安全に行動できるよう安全・防災教育を推進します。

また、自然災害に対する学びを深めます。さらに、犯罪や事故にあった子どもに対しては、カウンセリング機能の強化やNPOとの連携によってメンタル面の支援を行います。

#### c. 学校における災害安全体制の強化

学校防災計画、学校安全計画、学校危機管理マニュアル、塩尻市立学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）の整備・見直しを行い、学校職員等が適切な対応ができるよう、体制を整えます。

### 主な取組

- ・地域防犯活動の活性化
- ・通学路合同点検の実施
- ・犯罪や事故にあった子どもの立ち直り支援
- ・防災教育、避難訓練の強化
- ・学校防災計画、学校安全計画、学校危機管理マニュアル、塩尻市立学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）の適切な更新、充実

### 指標

指標名	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和14 (2032) 年度)
通学路の安全点検に基づく対策実施箇所数（平成24（2012）年度からの延べ件数）	271箇所	505箇所

## 7-3 時代にあった学校運営体制の整備

校務のデジタル化等の校務DX\*を積極的に推進し、事務業務の進め方を見直すことで、業務の効率化を図り、教職員の負担軽減と教職員が子どもたちと向き合う時間の確保を図ります。

また、学校間・校内の円滑な情報共有を図れる体制とします。

### 施策の方向性

#### a. 小学校、中学校間の連携強化

小学校、中学校間の連携を密にし、情報の共有化を図ります。校務担当者間の連携を推進し、効率化を図ります。

#### b. 学校事務の情報化／校務DX\*の推進

学校は、児童・生徒の重要な個人情報扱うことから、個人情報保護法に基づき、適切に管理を行います。また、校務のデジタル化を進め、円滑な情報共有・生産性向上を推進します。

#### c. 教職員の負担軽減

全国的にも課題となっている教職員の業務負担について、事務処理方法や書類様式の見直し等による負担軽減を推進します。

#### d. 塩尻市教育センター\*における学校支援の充実

塩尻市教育センター\*では、学校の抱える諸課題の解決のため、学校運営、教育課程、学習指導、生徒指導等に関する研修・相談・助言・指導を総合的に行います。

### 主な取組

- ・小中連携教育の推進
- ・統合型校務支援システム活用の推進
- ・学校事務の見直し等の推進
- ・教職員のメンタルヘルス対策の推進
- ・学校運営に関わる支援

### 指標

指標名	現状値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和14(2032)年度)
学校の働き方改革における改善項目数	14項目中4項目	14項目中14項目
1ヵ月1人当たりの平均時間外勤務時間が45時間以下の公立小中学校数	10校 (R4)	13校

## 資料編

---



- 1 指標一覽
- 2 用語解説
- 3 塩尻市教育振興審議会委員名簿
- 4 教育振興基本計画策定経過

# 資料編

## 1 指標一覧

### ■成果指標

指標名	対象者	単位	現状値		目標 (令和14 (2032)年度)	標準値		情報源
			現状値	時点 (年度)		全国	県	
自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合	小6	%	88.2	R5	国・県よりも 高い割合を維持	83.5	84.9	全国学力・ 学習状況調査
	中3	%	81.9	R5		80.0	79.5	
普段の生活の中で幸せな気持ちになる と思う児童・生徒の割合	小6	%	94.1	R5		91.0	91.6	
	中3	%	89.4	R5		86.8	86.1	
教育環境（小中高校）が整っている と思う市民の割合	全市民	%	61.4	R5	71.4	-	-	市民意識調査

### ■「主体的な学びによる知・徳・体の向上」に関する指標

基本目標	施策	指標名	対象者	単位	現状値		目標 (令和14 (2032)年度)	標準値		情報源	
					値	時点 (年度)		全国	県		
1 【ワクワク】 ワクワクする主体的な 学びの実践	1-1 主体的に考 え、探究す る学びの充 実	総合的な学習の時間で、自 分で課題を立てて調べたこ とを発表するなどの学習活動 に取り組んでいる児童・生徒 の割合	小6	%	74.8	R5	国・県よりも 高い割合を維持	74.8	71.1	全国学 力・学 習状 況調 査	
			中3	%	69.7	R5		72.6	71.8		
		課題解決に向けて、自分で 考え、自分から取り組んだ児 童・生徒の割合	小6	%	82.5	R5		90.0以上	78.8		81.2
			中3	%	82.1	R5		90.0以上	79.2		82.2
	1-2 学校間・学 校と社会 の接続の強化	将来の夢や目標を持っている 児童・生徒の割合	小6	%	82.9	R5	90.0以上	81.5	82.5		
			中3	%	68.2	R5	75.0以上	66.3	65.7		
		幼保小連携の交流回数	幼保小	回	39	R4	100	-	-	市教委 調査	
			教職員	回	39	R4	50	-	-		
2 【知】 確かな学力 とそれを活 用する知恵 の育成	2-1 基礎学力の 定着と知識 や技能を活 用する知恵 の育成	学力調査における各教科の 平均正答率（児童・生徒）	小6国語	-	国・県より 高い	R5	国・県よりも 高い割合を維持	67.2	66.0	全国学 力・学 習状 況調 査	
			小6算数	-		R5		62.5	61.0		
			中3国語	-		R5		69.8	69.0		
			中3数学	-		R5		51.0	50.0		
		授業以外（月～金）の1日当 たりの学習時間が小学生1時 間以上、中学生2時間以上 の児童・生徒の割合	小6	%	62.1	R5		57.1	52.5		
			中3	%	27.0	R5		33.7	25.3		
			国語の授業の内容が分かる 児童・生徒の割合	小6	%	89.8		R5	85.7		87.4
				中3	%	82.0		R5	80.0		81.3
	算数・数学の授業の内容が 分かる児童・生徒の割合	小6	%	88.6	R5	81.2	81.5				
		中3	%	78.6	R5	73.3	74.5				
	2-2 情報活用能 力の育成	授業でICT*機器をほぼ毎日 使用した児童・生徒の割合	小学校	%	11.1	R5	100	24.8	14.8		
			中学校	%	0.0	R5	100	17.0	14.1		
		ICT*機器活用に関して、充 分に必要なサポートが受けら れている学校の割合	小6	%	35.4	R5	90.0以上	28.2	23.1		
			中3	%	20.7	R5	90.0以上	28.1	22.8		
小学校			%	88.9	R5	100	37.7	46.7			
中学校			%	60.0	R5	100	30.8	43.2			
スマホ等を使って困った（心 配な）事がない生徒の割合	中	%	58.0	R5	70.0以上	-	57.8	県調査			

基本目標	施策	指標名	対象者	単位	現状値		目標 (令和14 (2032)年度)	標準値		情報源	
					値	時点 (年度)		全国	県		
3 【徳】 周りへの共 感や思いや りの心の育 成	3-1 一人ひとりの 豊かな心の 育成	自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童・生徒の割合	小6	%	84.8	R5	国・県よりも 高い割合を維持	76.5	79.0	全国学 力・学 習状況 調査	
			中3	%	80.1	R5		77.6	77.2		
		人が困っているときは進んで助けている児童・生徒の割合	小6	%	95.1	R5		91.6	92.6		
			中3	%	91.3	R5		88.1	88.4		
		先生が自分のよい点を認めてくれていると思う児童・生徒の割合	小6	%	96.0	R5		89.8	91.1		
			中3	%	88.3	R5		87.3	88.0		
	3-2 主体的に社 会の形成に 参画する意 識・態度の 育成	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合	小6	%	83.2	R5	85.0	76.8	81.2		
			中3	%	70.0	R5	75.0	63.9	68.8		
		学級生活をよりよくするために学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童・生徒の割合	小6	%	78.9	R5	国・県よりも 高い割合を維持	77.2	77.0		
			中3	%	76.1	R5		77.9	75.7		
4 【体】 健やかな体 の育成と規 則正しい生 活習慣の定 着	4-1 生活習慣や 健全な食習 慣の定着	朝食を食べる児童・生徒の割合	小6	%	96.4	R5		16	93.9	95.7	全国学 力・学 習状況 調査
			中3	%	94.2	R5			91.2	93.8	
		学校給食レストランの開催回数	全市民	回	12	R5	16		-	-	
		「こんこんクッキング」動画の平均再生回数	全市民	回	2,374	R5	2,500		-	-	
		新規掲載レシピ数	全市民	件	26	R4	現状の数を維持		-	-	
			規則正しい生活状況(同じ時刻に起きる児童・生徒の割合)	小6	%	92.4	R5		国・県よりも 高い割合を維持	90.5	
	中3	%	94.6	R5	91.3	92.4					
	授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりの読書時間が30分以上の児童・生徒の割合	小6	%	42.4	R5	37.3	38.7				
中3		%	35.2	R5	28.4	31.5					
4-2 運動に親し み、健康な 体をつくる 習慣の定着	体力の合計点 (握力、反復横跳び、50m走、ボール投げ等による結果を点数化して合算したもの)	小5男	点	52.3	R4	国・県よりも 高い割合を維持	52.3	52.6		全国体 力・運 動・能 力、運 動習慣 調査	
		小5女	点	56.1	R4		54.3	54.3			
		中2男	点	41.7	R4		41.0	41.7			
		中2女	点	47.2	R4		47.4	47.3			
	運動が好きと思っている児童・生徒の割合	小5男	%	73.2	R4		69.8	71.7			
		小5女	%	56.9	R4		54.9	56.8			
		中2男	%	62.3	R4		62.1	62.4			
		中2女	%	46.0	R4		44.2	43.3			

■ 「誰も取り残さない安心できる教育体制の整備」に関する指標

基本目標	施策	指標名	対象者	単位	現状値		目標 (令和14 (2032)年度)	標準値		情報源
					値	時点 (年度)		全国	県	
5 きめ細やかな支援による教育の平等な提供	5-1 支援が必要な子どもへのきめ細やかな教育・支援の充実	校内教育支援センター*の設置校数	小中学校	校	0	R5	13	-	-	市教委調査
		特別支援教育に関する研修実施回数	教員	回	9	R4	現状の研修実施回数を維持	-	-	
		困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童・生徒の割合	小6	%	73.5	R5	80.0	68.5	70.5	全国学力・学習状況調査
	中3		%	66.1	R5	75.0	66.4	66.5		
	5-2 支援が必要な家庭への対応の充実	すべての児童・生徒が十分に学べる支援が提供されていると感じる市民の割合	全市民	%	45.6	R5	前年度よりも高い割合を維持	-	-	市民意識調査
6 学校と家庭、地域の連携・協働による教育体制の整備	6-1 学校と家庭、地域との連携による地域の教育力の活用	コミュニティ・スクール*事業項目数	学校	件	426	R4	430	-	-	市教委調査
		部活動指導員及び外部指導者の人数	人	人	38	R5	58人以上 (市内全校の全部活動に1名以上)	-	-	
		休日部活動の地域移行数	部活	部	0 (全58部)	R5	58 (市内全校の全部活動)	-	-	
		地域行事の参加割合	小6	%	85.1	R5	国・県よりも 高い割合を維持	57.8	83.5	全国学力・学習状況調査
			中3	%	57.0	R5		38.0	53.6	
		日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国人にもっと知ってもらいたいと思う児童・生徒の割合	小6	%	82.7	R5		78.1	79.3	
	中3		%	67.6	R5	63.2		65.7		
	6-2 学校外の学びの場や居場所の整備	放課後児童クラブ等の申込みに対する充足率	児童	%	100	R5	100	-	-	市教委調査
		公民館事業の子ども参加者数	児童・生徒	人	2,926 (117講座)	R4	現状の参加人数を維持	-	-	
		こども用Wi-Fiを設置した児童館数	児童館	館	1	R5	9	-	-	
7 安心・安全な教育環境の整備	7-1 学校教育施設の整備	長寿命化改良工事の実施校数	小中学校	校	0	R5	2	-	-	市教委調査
		体育館照明設備のLED化の実施棟数	体育館	棟	8	R5	13	-	-	
	7-2 交通安全・防災・減災の強化	通学路の安全点検に基づく対策実施箇所数 (平成24(2012)年度からの延べ件数)	-	箇所	271	R5	505	-	-	市教委調査
		学校の働き方改革における改善項目数	教員	項目	4 (全14項目)	R5	14 (全14項目)	-	-	
	7-3 時代に合った学校運営体制の整備	1ヵ月1人当たりの平均時間外勤務時間が45時間以下の公立小中学校数	教員	校	10	R4	13	-	-	県調査



## 2 用語解説

### ア行

#### ICT (アイシーティー)

Information and Communication Technologyの略。一般に「情報通信技術」と訳される。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。

#### アンコンシャス・バイアス

本人が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのことである。日本語では「無意識の思い込み」などとも表現される。

#### インクルーシブ

日本語では「包含する」「含まれる」「包み込むような」「包摂的な」などと訳される形容詞。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという社会政策の理念を示す。

#### ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的によい状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

#### SNS (エスエヌエス)

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

#### SOS (エスオーエス) の出し方に関する教育

子どもたちが命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育。

#### SDGs (エスディーゼーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。

平成27 (2015) 年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会の共通目標。「17の目標」と「169のターゲット (具体目標)」で構成されている。

### EBPM

#### (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)

証拠に基づく政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとする。

### カ行

#### GIGA (ギガ) スクール構想

多様な子どもを誰一人取り残すことなく、子ども一人ひとりに公正に個別最適化された学びの実現のため、令和元 (2019) 年12月に国が提唱した構想。1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子どもの資質・能力が確実に育成できる教育ICT\*環境を実現することなどが盛り込まれている。

GIGAは、Global and Innovation Gateway for Allの略。

#### キャリア教育

子どもたち一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、職場見学や職業体験学習等を通し、将来必要となる能力や態度を育む教育のこと。

#### キャリアパスポート

小学校から高等学校までのキャリア教育\*に関わる活動について、その過程や成果を後に振り返ることができるよう、児童・生徒自身が作成した記録を蓄積し、ファイリングした教材のこと。

#### Q-U (キューユー) アンケート

QUESTIONNAIRE—UTILITIESの略で、楽しい学校生活を送るためのアンケートのこと。クラス全体の状態を把握する「学級満足度尺度」という図に落として分析することで、学級集団の状態や、子ども一人ひとりの意欲・満足感等を測定できるとされている。

#### 教育支援センター

不登校児童・生徒、保護者の支援の拠点として、児童・生徒の社会的自立を支援するため、在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団指導、教科指導等を組織的、計画的に行うセンター。

#### 教育センター

学校運営全般を支援するほか、指導主事と連携し確かな学力の定着などに向けた調査・研究・指導・助言を行うセンター。

## 元気っ子応援事業

個別相談や保育・学校生活の充実等を通して、子どもたちが健やかに成長し、持っている力を十分に発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを支援する市の事業。(平成18(2006)年度から実施)

## こ食

家庭の食卓の問題点を示した言葉で、孤食、小食、個食、子食、粉食、固食、濃食などが含まれる。

孤食：1人で食事をする事

小食：ダイエットのために必要以上に食事を制限すること

個食：家族で同じ料理を食べず、それぞれが好きなものを食べる事

子食：子どもだけで食べる事

粉食：パン、麺類など粉からつくられたものばかり食すること

固食：自分の好きなものしか食べない事

濃食：インスタント食品などの濃い味付けのものばかり食すること

## 子どもの貧困率

本市の子どもの相対的貧困率は、次の調査を行い算出している。

市内在住の小学5年、中学2年及び高校2年生の世代(高校に在籍していない同年齢の子どもを含む。)の子どもとその保護者、児童扶養手当の認定を受けている家庭の保護者を対象としてアンケート調査を実施した。そのうち、相対的貧困家庭は次の(1)から(3)のいずれかに該当する世帯とし、回答があった世帯に占める相対的貧困家庭の比率を算出し、相対的貧困率としている。

- (1) 世帯年収が、可処分所得と世帯人数に基づく基準以下の世帯
- (2) 生活保護世帯
- (3) 児童扶養手当を受給している世帯

## コミュニティ・スクール

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、教育委員会から任命された保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や、教育活動についての意見陳述等を行う「学校運営協議会」が設置された学校のこと。

## サ行

### スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う専門職。

## 総合型地域スポーツクラブ

「誰でも」「いつでも」「世代をこえて」「好きなレベルで」

「いろいろなスポーツ」を楽しむことのできる地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブのこと。

## Society 5.0 (ソサエティ5.0)

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、日本が目指すべき未来の社会を示す言葉として「第5期科学技術基本計画」において提唱された。

## タ行

### 中間教室

心理的または情緒的な理由により、登校できない状態にある児童・生徒が学校に復帰するための援助を目的とした、学習指導、教育相談等を行う場のこと。

## DX (デジタルトランスフォーメーション)

Digital Transformation の略。DXと表記するのは英語圏では接頭辞の「Trans」を「X」と書く慣習があるため。「デジタル技術」と「データ」を活用して、既存の業務プロセス等の改変を行い、新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革すること。

## ヤ行

### ヤングケアラー

家族にケアが必要な者がいる場合に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を日常的に行っている18歳未満の子ども。

### 3 塩尻市教育振興審議会委員名簿

#### ■審議会委員

順不同・敬称略

氏名	団体名等	役職等	備考
有路 憲一	信州大学全学教育機構	准教授	会長
今村 篤史	松本大学総合経営学部	准教授	副会長
中野 達郎	行政経験者		
太田 里美	市保育園長会	広丘野村保育園長	
田中 典子	塩尻幼稚園	園長	
富田 昭子	市立小学校	吉田小学校長	
二宮 聡志	市立小中学校	榑川小中学校教頭	令和5（2023）年4月から
細山 和寿	市立中学校	塩尻西部中学校教頭	令和5（2023）年3月まで
宮川 安司	長野県塩尻志学館高等学校	校長	
山岡 勝則	長野県松本養護学校	教頭	
小路 竜嗣	塩尻市PTA連合会	会長	令和5（2023）年4月から
宮下 和広		会長	令和5（2023）年3月まで
横山 久美	NPO法人ジョイフル	理事長	
小林 良高	中信教育事務所	いじめ・不登校相談員	
福山 文子	塩尻東児童館	児童館長	
池内 典江	公募		
海津 健司	塩尻商工会議所	事務局長	
小松 智美	塩尻市振興公社	KADOディレクター	
大栗 克実	学校運営協議会・地域教育協議会	会長	
青柳 信雄	塩尻市中央公民館	館長	令和5（2023）年4月から
赤津 勝広		館長	令和5（2023）年3月まで
八島 思保	学校運営協議会・地域教育協議会	会長	令和5（2023）年6月まで

## 4 教育振興基本計画策定経過

### ■令和4（2022）年度

月日 (期間)	会議名等	審議内容等
9月26日	第1回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩尻市教育振興審議会の委員の委嘱</li> <li>・諮問</li> <li>・塩尻市教育振興基本計画策定方針について</li> <li>・保護者アンケート調査について</li> </ul>
12月2日～ 12月25日	教育振興基本計画策定に係る保護者アンケートの実施	
2月17日	第2回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者アンケート結果報告</li> <li>・塩尻市の教育を取り巻く現状と課題</li> <li>・指標から見る本市の強み・課題</li> <li>・塩尻市の教育政策の方向性</li> </ul>

### ■令和5（2023）年度

月日 (期間)	会議名等	審議内容等
7月13日	第3回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩尻市教育振興基本計画（骨子案）について</li> <li>・施策体系について</li> </ul>
9月21日	教育委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画（素案）について</li> </ul>
10月3日	第4回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩尻市教育振興基本計画（素案）について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
10月24日	市政策調整プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画や他の個別計画との整合及び調整</li> </ul>
11月20日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画（素案）について</li> </ul>
11月27日～ 12月26日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ、教育総務課及び各支所で計画を公開し、意見募集</li> </ul>
1月25日	教育委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画（案）について</li> </ul>
1月30日	第5回塩尻市教育振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント、庁内意見、教育委員会意見について</li> <li>・教育振興基本計画（案）について</li> </ul>
2月8日	市議会議員全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画（案）について</li> </ul>
2月20日	教育委員会協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画（案）について</li> </ul>
3月7日	答申	
3月21日	定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画（案）について</li> </ul>

## 第二次塩尻市教育振興基本計画

令和6（2024）年3月発行

---

編集・発行 塩尻市・塩尻市教育委員会  
〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号  
TEL 0263-52-0280







## 塩尻市・塩尻市教育委員会

令和6(2024)年3月発行

〒399-0786

長野県塩尻市大門七番町3番3号

TEL:0263-52-0280